

共済だより

kyosai dayori 2025 April No.582



那須の森ヴィレッジ

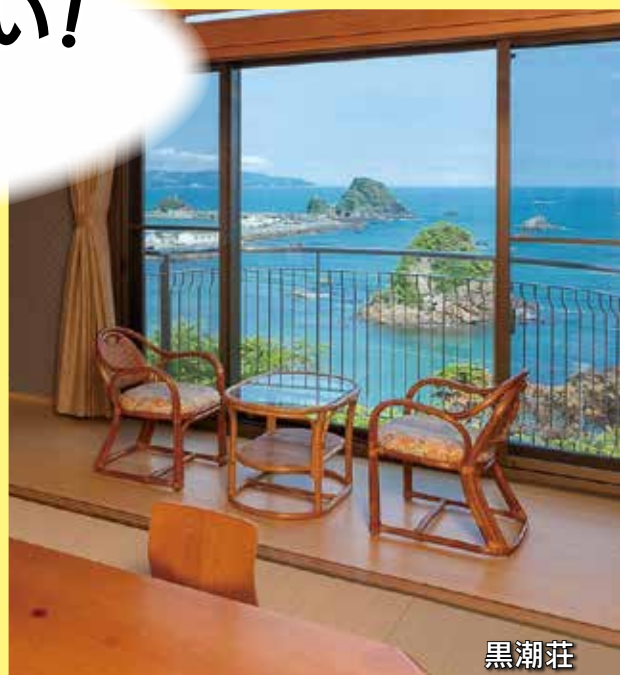


オークラ千葉ホテル

直営施設をご利用ください!

特!
2,000円

令和7年度も通常の助成に加えて特別加算2,000円!



黒潮荘

→目次は2ページへ

千葉県市町村職員共済組合
<https://www.c-scskyousai.or.jp/>



『共済だより』の発行月 4月、6月、8月、10月、12月、1月、2月

本誌をご家庭へお持ち帰りください

春の宿泊プランのご案内

期間

令和7年5月31日(土)まで



黒潮山海コース

鮑の入った豪華鮮魚5点盛りや
鯖や山菜など春の味覚を
贅沢にご堪能いただけます。

お一人様
1泊2食付
9,800円※



なぎさコース

筍や山菜など春を感じられる
食材を使用した創作和食を
ご賞味いただけます。

お一人様
1泊2食付
7,800円※

黒潮荘 感謝祭

この機会に
黒潮荘へ

日頃のご愛顧に感謝を
込めまして、**4月限定**で
感謝祭を開催いたします。
通常7,800円(助成金
控除後)のなぎさコース
がなんと**6,500円**(※休
前日は+1,210円)。さら

に、次回ご利用いただける**5%割引券(※)**付き。

新規に組合員になられた方、黒潮荘をまだご利用されたことのない方
から、もっともっと黒潮荘で癒し、くつろぎのひとときを満喫したいと
いう常連の方々まで、この機会にぜひ黒潮荘をご利用ください。

※各種助成金等控除後の金額から5%割引になります。

5月限定 特定日

ディスカウント キャンペーン

対象日に、1泊2食付きの宿泊プラン
を利用された方、1名様につき、一律
1,000円お値引きいたします。対象日は、
右記の**特**のとおりとなります。この機会
に、お得に黒潮荘をご利用ください。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
	特	特	特	特		
18	19	20	21	22	23	24
	特	特	特	特		
25	26	27	28	29	30	31
	特	休館日	休館日	休館日		

● 黒潮荘休館日

令和7年 4月	5月
8日(火) 9日(水) 23日(水) 24日(木)	7日(水) 8日(木) 27日(火) 28日(水) 29日(木)
6月	7月
17日(火) 18日(水) 19日(木)	1日(火) 2日(水) 15日(火) 16日(水) 17日(木)
9月	
1日(月) 2日(火) 3日(水) 30日(火)	

CONTENTS

- 2 黒潮荘つうしん
- 4 令和7年度「フォレスト・ヴィラ」
を開設します
- 6 茶臼岳トレッキング教室開催の
お知らせ
- 7 メンタルヘルス教室 募集案内
- 8 令和7年度事業計画及び
予算について
- 15 貸付制度をご活用ください/
だんしん事業のご案内
- 16 日本の年金制度のしくみについて
- 18 資格情報通知書・資格確認書について
- 20 組合員の被扶養者になれる者の
基準について
- 22 令和7年度扶養事実確認調査について
- 23 「標準報酬決定・改定通知書」と
「標準期末手当等決定通知書」について
- 24 令和7年4月からの
短期給付に係る改正について
- 25 「新・団体医療保険」のご案内/
その肥満、睡眠不足が原因かも
しれません…
- 26 令和7年度特定健康診査・
特定保健指導の実施方法について
- 28 健康管理講座 募集案内
- 29 「施設利用券」等のご使用の際の
注意事項について
- 30 令和7年度も直営施設の利用助成金
に特別加算を行います!/
令和7年度厚生事業予定のご案内
- 31 ゴルフ大会開催のお知らせ!
- 32 貯金事業からのお知らせ/
市町村職員年金者連盟のご案内
- 33 令和7年度契約施設のお知らせ
- 34 共済組合からのお知らせ
- 35 退職等年金給付
- 36 那須の森ヴィレッジからのお知らせ
- 38 オークラ千葉ホテルニュース

6月限定
特別企画

虹色祭

期間：令和7年6月1日(日)～6月30日(月)

お一人様 1泊2食付き **12,300円**※ アルコール飲み放題
11,300円※ ソフトドリンク飲み放題

「虹」をテーマに色鮮やかな料理や装飾をご用意しております。
「虹色祭の7つのおもてなし」で皆さまをお待ちしております。

- おもてなし1** 虹の傘、花手水でお出迎え
- おもてなし2** 7色のてるてる坊主でお部屋を飾り付け
- おもてなし3** 7種のお寿司と2種類から選べるデザート
- おもてなし4** ライブキッチン
- おもてなし5** 70分のフリードリンク
- おもてなし6** お宿ネットメンバーズカードのポイント **2倍**
- おもてなし7** 4つのサイコロを振って、「2・2・1・6」の目が出たら、2,216円お値引き



※1泊2食、税・サ込み、利用券使用後の料金です。
※仕入れ状況により内容が変わる場合がございます。
※休前日は+1,210円(税込)でご利用いただけます。
※ご利用日前10日からは、キャンセル料が発生します。

かもなす

(鴨川黒潮荘) (那須の森ヴィレッジ)

Wキャンペーンのお知らせ 黒潮荘・那須の森ヴィレッジ2施設合同キャンペーンを開催します！組合員の皆さまにお得な特典をご用意いたしました。皆さまのお越しをスタッフ一同、心よりお待ちしております！

実施期間 令和7年4月1日(火)～7月11日(金) ※12月1日から3月31日については、スタンプラリーを黒潮荘で実施しています。
令和7年9月1日(月)～11月30日(日)

- 1 | かもなすスタンプラリーで、宿泊割引券をプレゼント！**
宿泊1泊につきスタンプを1つ押させていただきます。両施設のスタンプが揃うと、2,000円分の宿泊割引券をプレゼント！ 両施設利用してスタンプを4個集めると、更に5,000円分の宿泊割引券をプレゼント！
※スタンプカードは1組につき1枚とさせていただきます。
- 2 | 毎月抽選で当たる！豪華賞品プレゼント！**
宿泊時に応募券を配付いたします。各施設毎月抽選で2名様に「かも・なす」の地元高級食材をプレゼント！
- 3 | 鴨川名産の鯛せんべいプレゼント！**
長く地元で愛されている鴨川名産の鯛せんべいをプレゼントいたします！ ※1組につき1箱をプレゼントさせていただきます。 ● 黒潮荘限定 ●
- 4 | 保存用、でもおいしい！パンの缶詰プレゼント!!**
期間中1組につき1個、オリジナルラベルのパンの缶詰をプレゼントいたします。 ● 那須の森ヴィレッジ限定 ●

Facebookでも最新情報更新中！
黒潮荘最新情報や館内でのイベント情報や空室情報等を随時更新しておりますので、気になった方はフォローして「いいね！」してください！

Instagramもやっています！
Instagramは支援や関与をしていません。

ご予約・お問い合わせ 千葉県市町村職員共済組合保養所 南房総鴨川
Tel. 04(7092)2205 **黒潮荘**



ホームページ

https://www.kuroshioso.jp/
パスワード(コード)は『9640』です。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚 2565
Fax 04 (7093) 1213

黒潮荘 検索

を開設します

落ち着いた夏休みを～

ヴィラ」を今年度も開設いたします。
休みを満喫できる2つの施設をご用意いたしました。
てみませんか。
をご覧ください。

《軽井沢は1泊朝食付き、嬬恋は1泊2食付きです。》



嬬恋プリンスホテル



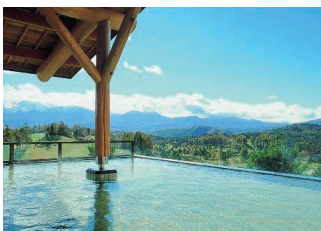
7/19～
8/11泊

- 所在地 群馬県吾妻郡嬬恋村嬬恋高原
- 電話番号 0279(97)2323 (9時～16時 施設直通)
0279(97)4111 (代表)
- 交通 車利用/上信越自動車道碓氷軽井沢I.C.から鬼押ハイウェー、万座ハイウェー経由で49km
電車利用/JR線・吾妻線万座・鹿沢口駅からタクシーで10分。万座温泉行きバスで10分、嬬恋プリンスホテル前下車徒歩1分。

- 食事案内 (2食付き)
夕食/レストラン/和・洋・中ブッフェ
(お食事の内容は、時期により変更になる場合がありますのでご了承ください。)
朝食/レストラン/和・洋ブッフェ



- 周辺案内
付帯施設/嬬恋高原ゴルフ場 (18H)、露天風呂 (温泉)、グラウンドゴルフ、卓球
近隣施設/鬼押出し園、浅間山、万座温泉、草津温泉、志賀高原、鎌原観音堂、嬬恋村郷土資料館、軽井沢おもちゃ王国、軽井沢ショッピングプラザ



軽井沢プリンスホテル



7/19～
8/11泊



- 所在地 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
- 電話番号 0267(42)8686 (9時～17時30分 予約係直通)
0267(42)1111 (代表)
- 交通 車利用/上信越自動車道碓氷軽井沢I.C.から約11km
ご宿泊のお客様: 1泊につき1台1,000円
(ご出発日の22:00までご利用いただけます)
電車利用/北陸新幹線軽井沢駅南口から徒歩約13分
- 食事案内 (朝食付き)
夕食/イースト: All Day Dining Karuizawa Grill 洋食コース
イースト: すき焼き・しゃぶしゃぶ・鉄板焼・爽風 しゃぶしゃぶコース
ウエスト: 中国料理 桃李 コース料理
ウエスト: ALL DAY DINING LOUNGE / BAR Primrose (ブッフェ)
ウエスト: 日本料理 からまつ 会席コース
*時期やメニューにより料金は異なります。ホテルへご確認ください。
*サービス料 (13%) が別途かかります。
*夕食をご利用の際は、席をご予約ください。
レストラン予約係: 0267-42-1111 (9時～20時30分)
朝食/ウエスト: 宴会場ブッフェまたは営業レストラン
*その他、周辺にもお食事場があります。
※夕食・朝食はどちらも予約制です。各自予約をお願いいたします。
レストラン予約係: 0267(42)1111 (9時～20時30分)
Web予約につきましてはホテルWebサイトの各レストランのページよりご確認ください。
- 温泉案内 ウエストコテージ宿泊のお客様は、6時～19時 (最終受付)に限り、1回おとな2,000円、こども (3歳～12歳未満)1,850円でご利用いただけます。
*オムツ着用児はご利用いただけません。
- 周辺案内
付帯施設/テニスコート、レンタサイクル、軽井沢プリンスホテルゴルフコース
近隣施設/軽井沢・プリンスショッピングプラザ、軽井沢72ゴルフ、晴山ゴルフ場、軽井沢浅間ゴルフコース、立ち寄りの湯千ヶ滝温泉

令和
7年度

「フォレスト・ヴィラ」

～少し都会から離れ、



毎年、ご好評をいただいております「フォレスト・忙しい日々を忘れ、美しい自然の中で、落ち着いた夏この機会に、ご家族みんなで楽しい思い出をつくつなお、お申し込み方法等につきましては、左ページ

令和7年度

「フォレスト・ヴィラ」開設のご案内

1 開設期間及び借上棟（室）数

7月19日(土)～8月11日(月)泊まで

- (1) 嬬恋 ファミリールーム (4室)
- (2) 軽井沢 ウェストコテージ (4棟)



2 利用者の範囲 組合員とその家族とします。

3 利用料金〔1棟(室)当たり〕

地域名	部屋タイプ	定員	料金	食事
嬬恋	ファミリールーム	4名	26,400円 (サービス料・消費税込)	夕食付
軽井沢	コテージ	4名	29,400円 (サービス料・消費税込)	朝食付

- (注1) 1泊2日(食事付)の料金です。
- (注2) 嬬恋については、温泉となります。別途入湯税(1名:150円)がかかります。
- (注3) 嬬恋については、ソファベッド使用で5名まで利用できます(追加料金等については、嬬恋プリンスホテルへ直接ご確認ください)。
- (注4) 軽井沢は4名までです。5名以上の申し込みはできません。
- (注5) 定員は6歳以上のお子様を含めた人数となっております。定員を超えた利用はお控えください。
- (注6) 6歳未満のお子様を含めた人数が定員を超えた場合、4歳以上のお子様には、別途お食事代が発生いたしますので、あらかじめご了承ください。

4 利用制限等

- (1) 全施設2泊を限度とします。
- (2) 小さなお子様を含め定員を超えての利用を希望する場合は、追加料金等がかかる場合がありますので、必ずホテルへ料金等の確認をしてください。

5 申込方法

オンライン申込のみ

4月以降に共済組合のホームページに掲載されるフォレスト・ヴィラの申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。

● **申込締切** 令和7年4月30日23時59分

なお、申込多数の場合は抽選とし、6月上旬頃に代表

者に通知します。

また、6月16日(月)10時から電話にて、キャンセル待ち等の受付を各施設で行います。キャンセル待ち申込時に、「千葉共済フォレスト・ヴィラの関係」等伝えてから、お申し込みください。

キャンセル待ち申し込みの受付(施設直接)

6月16日(月)10時～

※6月17日(火)以降の受付時間は以下の通りです。

● 嬬恋プリンスホテル

TEL 0279(97)2323 (9時～16時) 予約係直通

● 軽井沢プリンスホテル

TEL 0267(42)8686 (9時～17時30分) 予約係直通

6 利用方法

当共済組合発行の「フォレスト・ヴィラ利用券」をチェックイン時に各施設のフロントへ提出してください。

また、チェックアウト時に利用料金、食事代、その他諸税等をご精算ください。

7 違約金(キャンセル料)

利用日の10日前(利用申込が利用日の10日以内である場合は3日前)の取消しから1棟(室)につき、次の違約金(キャンセル料)をいただきます。

- 前日までの取消し……………各施設利用料金の25%
- 利用日当日の取消し……………各施設利用料金の全額

8 その他

直前のキャンセルにより、空室となってしまうケースが少なくありません。

少しでも多くのご家族にご利用いただくため、当選されましたらご利用が確実な方のご応募をお待ちしています。

なお、やむを得ずキャンセルされる場合につきましては、早めに各施設へご連絡をお願いいたします。

茶臼岳トレッキング教室開催のお知らせ

～新緑に囲まれた那須でトレッキングしてみませんか？～

日本百名山の1つである那須岳の主峰「茶臼岳（1,915m）」で初級者向けのトレッキング教室を開催します。

茶臼岳の山頂から、那須高原や関東平野など、きれいな景色を見てみませんか。

毎回、参加者の皆さまから好評のため、今年度も開催します。



- 1 日程** 令和7年6月1日(日)～2日(月)
1泊2日 宿泊地「那須の森ヴィレッジ」

2 スケジュール

1 日 目	PM 2:00	那須の森ヴィレッジ 集合
	PM 2:30	オリエンテーション 「トレッキングの魅力」などをご紹介します。
	PM 4:00	終了
2 日 目	AM 9:00	那須の森ヴィレッジ 出発 専用バスで「那須ロープウェイ」山麓駅まで送迎します。
	AM10:00	トレッキング教室開始 山麓駅ー(ロープウェイ)ー山頂駅
	AM10:30	トレッキング開始 山頂駅ーお鉢巡りー茶臼岳山頂 休憩を入れながら安全にトレッキングを行います。
	PM 0:00	昼食 山頂で昼食をとります。
	PM 1:00	下山 山頂ー峰の茶屋避難小屋ー峠の茶屋(駐車場)
	PM 3:00	トレッキング教室終了 専用バスで「那須の森ヴィレッジ」まで送迎します。
	PM 3:30	「那須の森ヴィレッジ」で解散

本教室にご参加いただきました 皆さまの声

- 楽しめるペースにしてもらえた。歩き方、呼吸、ストックのつく位置等も丁寧に教えてくれました。
 - 植物の豆知識も教えてもらえて楽しめました。
 - 楽しく過ごさせていただきました。お弁当も美味しくいただきました。
- など、大好評でした。皆さまのご参加お待ちしております。

3 募集人数

16名（参加資格：組合員及びその家族） お一人様での参加も大歓迎です。

4 参加者負担金

大人1名様 9,000円【宿泊代（1泊2食）、教室代、食事代を含みます。】

5 注意点

- ①途中、岩場で険しい勾配があります。普段からジョギング等をされている方に適したプログラムです。
- ②トレッキングシューズ、ザック、雨具などが必要になります。
- ③登山道中（約5時間）には、トイレがありません。
- ④雨天時には、コースの変更等を行う場合があります。



メンタルヘルス教室

～自律神経を整える生活術編～

募集案内




今年度もメンタルヘルス教室を開催します！6月・9月・12月にテーマを変えて3回、オンラインにて開催します。

今回の教室では、メンタルヘルスに関する知識や自律神経を整えるための知識、エクササイズ、ストレッチ、呼吸法について学ぶことができます。

ご家族の皆さまに役立つ内容となっておりますので、ぜひご参加ください。

基本講座

梅雨を快適に過ごすために
…自律神経を整える生活術（30分程度）

- 1 市町村職員のストレス反応の特徴
10万人を超えるストレスチェックビッグデータから
- 2 自律神経の役割 
- 3 副交感神経を整えるピンクノイズとは？
- 4 自律神経を整える自律訓練法の体験

演習

自律神経を整えるセルフケア（30分程度）

- 1 自律神経を整える
スッキリエクササイズ&ストレッチ
- 2 “簡単！呼吸法”で心身スッキリタイム



●開催日時

令和7年6月14日(土) 10:00～11:15

※進行状況により、時間が前後することや内容が変更になることがあります。

※後日、YouTubeにて録画した講座の配信もありますので、開催日時に見ることができない方も申し込みいただければ、録画配信を視聴いただけます。

※Zoomウェビナーを使用して配信します。カメラとマイクは使用しません。

■募集人数 300名

※申込者多数の場合は抽選とし、結果については後日、申込者全員にメールで通知します。

■申込資格

組合員及びその家族（同居、別居を問いません）

■参加に必要なもの（2点）

- 安定したネット環境
※Wi-Fi環境でない場合、通信速度の制限により通信ができなくなる可能性もあるため、Wi-Fi環境を推奨します。
- PC/スマートフォン/タブレット等のデバイス

■受講料 無料

■申込方法

下記URLもしくは二次元コードから参加を希望される講座の申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。

【QRコード】



【URL】

<https://forms.office.com/r/8HTC96pydG>



〈フォームへ入力していただく必要事項〉

- ①組合員等記号
- ②組合員等番号
- ③組合員氏名
- ④受講者氏名
- ⑤電話番号
- ⑥PCメールアドレス
(携帯アドレスはメールが届かない場合があるため、PCアドレスをお願いします。)

■申込締切日 令和7年5月23日(金)

■その他 受講者を決定後、受講のご案内を申込フォームへ入力いただいたメールアドレスに送信します。

※個人情報の利用目的 受講申込書に記載された個人情報は、メンタルヘルス教室における以下の目的に使用します。

- 1.お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
- 2.受講決定を通知するため
- 3.その他、講座を円滑に運営するため

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

事業計画及び予算について

表1 ● 短期経理収支予定表 (単位: 千円)

収入	短期負担金	20,688,328
	介護負担金	2,041,607
	短期掛金	20,307,455
	介護掛金	2,041,607
	短期任意継続掛金	397,127
	介護任意継続掛金	30,464
	出産育児交付金	21,306
	高額医療交付金	362,021
	災害給付交付金	6,730
	育児休業等給付交付金	2,915,685
	調整負担金	43,688
	短期利息及び短期配当金	50,636
	介護利息	14
賠償金	6,835	
合計	48,913,503	
支出	保健給付	22,839,277
	休業給付	3,449,251
	災害給付	6,730
	附加給付	223,195
	前期高齢者納付金	4,332,770
	後期高齢者支援金	9,827,396
	病床転換支援金	4
	介護納付金	4,262,653
	一部負担金払戻金	399,935
	連合会払込金	563,144
	連合会拠出金	2,606,350
	業務経理へ繰入	128,107
	支払準備金の積増額	274,054
合計	48,912,866	
差引	637	


表2 ● 財源率

	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率		
	掛金率	負担金率	合計
短期	一般組合員		
	短期組合員	47.40	47.40
	特定消防組合員	1,000	1,000
	特別職の職員等の組合員		
任意継続組合員	94.80		94.80
	1,000		1,000
介護	一般組合員		
	短期組合員	7.59	7.59
	特定消防組合員	1,000	1,000
	特別職の職員等の組合員		
任意継続組合員	15.18		15.18
	1,000		1,000

共済組合は、健全な医療保険制度を維持していくために疾病予防事業やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費増高対策の充実に引き続き努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

収支予定及び事業内容の詳細は次のとおりです。

令和7年3月4日(火)に開催されました第208回組合会において、令和7年度の「事業計画及び予算」が議決されました。本年度も組合員及び被扶養者の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与するため、各種事業を実施いたします。



短期経理

- 短期財源率の引き下げ
- 介護財源率の引き下げ

組合員とその被扶養者の皆さまの病気が、出産、死亡、休業及び災害等の給付を行う経理です。

短期経理では、保健給付につきましては、地方公務員の定年引上げの本格化等により組合員数が増加していることから、前年度と比較して約14億8334万円増加する見込みとなりました。

高齢者医療制度への拠出金については、令和7年度の前期高齢者納付金は令和4年10月の地共済法適用拡大により、前期高齢者の組合員が増え、加入者調整率が引き下がったことから、前年度と比較して約3億1400万円減少する見込みとなりましたが、後期高齢者支援金については令和7年度の標準報酬総額推計値を算定の基礎とするため、約4億8379万円増加する見込みとなりました。全体として高齢者医療制

度への拠出金については、前年度に対して約1億6978万円増加する見込みとなりました。

なお、令和8年度以降についても後期高齢者支援金については、75歳以上の後期高齢者が増加していく状況及び標準報酬総額の増加等により引き続き増加が見込まれるところです。

短期給付財源率(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率)については、前年度において組合員数の増加及び給与改定等の影響により標準報酬総額が増加したことから、掛金及び負担金収入が増加し、年度末で短期積立金が約30億7500万円保有できる見込みであること、令和7年度においても、標準報酬総額の増加を見込むことができることから、単年度で概ね収支均衡を図ることができる水準として、前年度から千分の0.2引き下げし、千分の94.80(掛金率:千分の47.40)としました。

この結果、短期経理の収支については、

当期短期利益金は1億4859万円を見込み、年度末での短期積立金は約29億6500万円となる見込みです。

40歳から65歳未満の方が対象となる介護保険料に係る介護財源率につきましては、前年度において、組合員数の増加及び給与改定等の影響により標準報酬総額が増加したことから、介護掛金及び介護負担金収入が増加したため、前年度末において、介護積立金が約1億5300万円を保有できる見込みであること、本年度の介護納付金の額は、令和5年度概算時の精算額が還付となり、前年度と比べ約1億7339万円ほど減少する見込みとなったことから、令和7年度の介護財源率は、前年度から千分の1.62引き下げ、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率は、千分の15.18(掛金率:千分の7.59)としました。

この結果、介護保険については、当期介護損失金は約1億4896万円を見込み、年度末での介護積立金は478万円を見込むものです。

表3 ● 短期事業内容

(1) 組合員に対する給付

給付の種類	要件	法定給付 (法律による給付)	附加給付 (組合の自主的給付)
療養の給付	公務外で病気やけがをしたとき (入院時食事(生活)療養費を除く)	医療費の7割 高齢受給者(70歳以上75歳未満の方)は8割(一定以上所得者については7割)	一部負担金払戻金として、自己負担額から25,000円(上位所得者※に係るものによっては50,000円)を引いた額。ただし、その額が1,000円未満の場合は不支給。また、1,000円を超える額の100円未満の端数は切り捨てる。同一月の受診について、医療機関等ごと(入院、外来、歯科別)それぞれ1件として算定する。また、医療機関等において薬剤の投与に代えて処方せんが交付されるときは、当該処方せんに基づく薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養の一環とみなし、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書をあわせて1件として算定する。
入院時食事(生活)療養費	公務外の病気やけがのために入院をして、食事(生活)療養を受けたとき	食事療養費の額から患者負担(1食490円、住民税等の非課税者は1食230円、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方は1食110円)を控除した額	なし
訪問看護療養費	難病等在宅療養をしたとき	療養の給付に同じ	療養の給付に同じ
移送費	病気やけがのため、患者が移動困難な状態にあり、医師の指示により緊急に転院したとき	組合の算定基準に基づく費用の金額	なし
高額療養費	公務外で病気やけがをしたとき (訪問看護療養費を含む)	1. 70歳未満の方 (1) 同一月に受けた療養に係る自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者…35,400円 ② 標準報酬月額28万円未満の組合員…57,600円 ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員…80,100円+(医療費-267,000円)×1% ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員…167,400円+(医療費-558,000円)×1% ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員…252,600円+(医療費-842,000円)×1% (2) 同一月に同一世帯で2件以上、自己負担額21,000円以上(低所得者も同じ)を超えるものがある場合は、それらを合算した自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者…35,400円 ② 標準報酬月額28万円未満の組合員…57,600円 ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員…80,100円+(合算対象医療費-267,000円)×1% ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員…167,400円+(合算対象医療費-558,000円)×1% ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員…252,600円+(合算対象医療費-842,000円)×1% (3) 同一世帯で療養のあった月以前の12月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されているとき、4回目から自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者…24,600円 ② 標準報酬月額28万円未満の組合員…44,400円 ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員…44,400円 ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員…93,000円 ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員…140,100円 (4) 特定疾病に該当する方は月額10,000円(上位所得者※は20,000円)を超えた額 (所得区分) ● 上位所得者※: 標準報酬月額53万円以上の方 ● 一般: 上記以外の方 2. 70歳以上75歳未満の方(高齢受給者) (1) 同一月に受けた外来療養に係る自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額(同一月に同一者が複数の保険医療機関等で外来療養を受けた場合は、それら全ての自己負担額を合算) ① 低所得者 8,000円 ② 一般 18,000円(年間上限144,000円) ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員…80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数該当時は44,400円】 ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員…167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数該当時は93,000円】 ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員…252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数該当時は140,100円】 ※ 年間上限 計算期間(前年8月1日から7月31日まで(組合員の資格喪失または被扶養者の認定取消しがあった場合は、喪失または取り消した日の前日まで)の末日時点で一般区分または低所得者区分である70歳以上の組合員または被扶養者について、計算期間のうち一般区分または低所得者区分であった月の外来療養に係る額が144,000円を超えた場合、その超えた分を組合員からの申請により支給する。 (2) 同一月に同一世帯で2人以上療養を受けたとき、または、同一月に同一人において外来と入院の療養を受けたとき、入院分の自己負担額と上記(1)により支給された高額療養費の額を控除した後の外来分の自己負担額を世帯単位で合算し、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者Ⅰ 15,000円 ② 低所得者Ⅱ 24,600円 ③ 一般 57,600円【多数該当時は44,400円】 ④ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員…80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数該当時は44,400円】 ⑤ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員…167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数該当時は93,000円】 ⑥ 標準報酬月額83万円以上の組合員…252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数該当時は140,100円】 (所得区分) ● 低所得者Ⅰ: 組合員及び全ての被扶養者の所得が一定の基準に満たない場合等 ● 低所得者Ⅱ: 組合員が市町村民税非課税者等である場合 ● 現役並み所得者: 療養を受ける月の標準報酬月額が28万円以上の方 ● 一般: 前述以外の方	法定給付欄の1-(1)、(3)、(4)及び2-(1)の場合は、高額療養費支給後の自己負担額に対して療養の給付欄の算定方法に準じて附加給付を支給。 法定給付欄の1-(2)及び2-(2)の場合は、高額療養費支給後の自己負担額から50,000円(上位所得者※またはその被扶養者に係るものによっては、100,000円)を引いた額を附加給付として支給。 ただし、その額が1,000円未満の場合は不支給。また、1,000円を超える額の100円未満の端数は切り捨てる。
高額介護合算療養費	1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合	① 対象世帯 世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に支給する ② 限度額 年間67万円を基本とし、医療保険各制度や被保険者の所得・年齢区分ごとの自己負担限度額 ③ 費用負担 医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担の比率に応じて負担し合う	なし
出産費	出産(妊娠4カ月以上の異常分娩を含む)したとき	一子につき500,000円(産科医療補償制度対象の場合)	一子につき20,000円
埋葬料	組合員が死亡したとき	50,000円	50,000円
傷病手当金	病気等で休職し、報酬が支給されないとき	支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬の月額が、 (1) 12月以上ある場合 支給開始日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬の月額の平均額×1/22×2/3 (2) 12月未満の場合 ①と②のいずれか低いほう ① 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額×1/22×2/3 ② 前年度の9月30日での全組合員の平均標準報酬の月額(令和6年度340,000円)×1/22×2/3	法定給付満了後、6カ月間
出産手当金	出産を理由として報酬が支給されるとき	同上	なし
休業手当金	家族の病気等で欠勤したとき	1日につき標準報酬の日額の50/100	なし
育児休業手当金	育児休業を取得したとき ① 父母双方が取得した場合: 子が1歳2カ月までに達するまでの1年間(ただし、母の産後休暇を含めることとし、給料が支給される期間は支給しない) ② 父または母のいずれか一方が取得した場合: 子が1歳に達するまでの間 ※ ①②とも、特例の場合のみ、子が最長で2歳に達するまで支給期間が延長される。	① 育児休業取得開始から180日(土日を含む日数)に達する日まで 1日につき標準報酬の日額の67/100 上限日額14,334円 ② 181日(土日を含む日数)以降 1日につき標準報酬の日額の50/100 上限日額10,697円	なし
育児休業支援手当金(※)	組合員が、対象期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に両親とも通算14日以上育児休業をした場合	1日につき標準報酬の日額の13/100(28日分を上限とする)	なし
介護休業手当金	組合員の介護を必要とする家族のために、任命権者の承認を受け休職したとき	標準報酬の日額の67/100(上限日額15,778円)ただし、日数を通算して66日まで	なし
育児時短勤務手当金(※)	組合員が2歳に満たない子を養育するため育児時短勤務をした場合	一支給対象月について、支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%未満の場合は、10%支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%以上100%未満の場合は、当該標準報酬の月額に対する当該報酬の割合が90%を超える大きさに程度に応じ、10%から一定の割合で減減するように総務部令で定める率	なし
災害見舞金	住居、家財に損害を受けたとき	標準報酬の月額の0.5から3カ月分	なし
弔慰金	組合員が非常災害で死亡したとき	標準報酬の月額	なし

(※) 令和7年4月の制度改正によるものです。詳細については、分かり次第お勤め先の共済事務担当課を通してお知らせします。

(2) 被扶養者に対する給付

給付の種類	要件	法定給付 (法律による給付)	附加給付 (組合の自主的給付)
家族療養費	療養の給付に同じ	組合員に同じ(ただし、未就学児の場合は8割)	自己負担額から25,000円(上位所得者※の被扶養者に係るものによっては、50,000円)を引いた額(一部負担金払戻金と同内容)。
家族入院時食事(生活)療養費	組合員に同じ	組合員に同じ	なし
家族訪問看護療養費	組合員に同じ	組合員に同じ(ただし、未就学児の場合は8割)	家族療養費附加金に同じ
家族移送費	組合員に同じ	組合員に同じ	なし
高額療養費	組合員に同じ	組合員に同じ	なし
家族出産費	被扶養者が出産したとき	一子につき500,000円(産科医療補償制度対象の場合)	一子につき20,000円
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	50,000円	50,000円
家族弔慰金	被扶養者が非常災害で死亡したとき	標準報酬の月額の0.7カ月分	なし

厚生年金保険経理

● 厚生年金保険給付、厚生年金拠出金・交付金、基礎年金拠出金・交付金に係る経理

被用者年金制度の一元化により、公務員も厚生年金制度に加入したことに伴う厚生年金保険に係る経理です。

従前の長期経理と同様、年金給付の決定及び支払い等については、全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という）が集約し一元的に処理しておりますので、皆さまからお預かりしました組合員保険料や負担金は、全額を市町村連合会へ払込んでいます。

表4 ● 厚生年金保険財源率

	令和7年度		
	組合員 保険料率	負担金率	合計
全組合員	$\frac{91.5}{1,000}$	$\frac{91.5}{1,000}$	$\frac{183.00}{1,000}$

※短期組合員及び70歳以上の組合員を除く。

また、財源率は、厚生年金保険法により定められており、18・3%とされています。

退職等年金経理

● 財源率は据え置き

被用者年金制度の一元化により創設された退職等年金給付を処理する経理です。

退職等年金給付は、半分を有期年金、半分を終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能）とし、有期は10年または20年支給を選択（一時金の選択も可能）することとなります。

なお、財政方式は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積立てる方式とされ、給付についても国債利回り等に連動して給付水準を決める「キャッシュバランス型」とされています。

また、公務員に基づく負傷または病気により障害となった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給することになります。

財源率は、地方公務員共済組合連合会の定款により定められており、1・5%が上限とされています。

経過的長期経理

● 旧職域年金相当部分の給付、既裁定の公務障害給付・遺族年金給付等に係る経理

職域部分は被用者年金制度の一元化により廃止されましたが、既に決定されている職域年金については、引き続き支給されます。

また、一元化時点では受給権が発生していない方（未裁定者）についても、それまでの加入期間に応じた職域部分は、経過措置により支給されることとなります。さらに、公務上の障害年金及び遺族年金

表5 ● 退職等年金財源率

	令和7年度		
	掛金率	負担金率	合計
全組合員	$\frac{7.5}{1,000}$	$\frac{7.5}{1,000}$	$\frac{15.0}{1,000}$

※短期組合員を除く。

退職等年金預託金管理経理

● 退職等年金給付組合積立金の一部を預託

市町村連合会から退職等年金給付組合積立金の一部の預託を受け運用する経理です。

貸付経理及び物資経理への貸付を行うこととし、必要とされる資金は、市町村連合会から融通されるものです。

資産の構成割合は、表7のとおりです。

表6 ● 経過的長期財源率

	令和7年度	
	負担金率	
全組合員	$\frac{0.0939}{1,000}$	

※短期組合員を除く。

経過的長期預託金管理経理

● 経過的長期給付組合積立金の一部を預託

市町村連合会から経過的長期給付組合積立金の一部の預託を受け運用する経理です。

経過的長期預託金管理経理については、地方公共団体の発行する債券の私募引受けである縁故地方債の引受けを行うための経理となります。必要とされる資金については、市町村連合会からその都度、融通されるものです。

なお、現在引受けの予定はありません。

業務経理

● 組合員1人当たりの事務費は

年額1万1028円

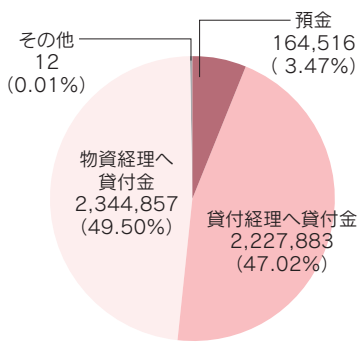
短期給付及び長期給付事業を行うための事務に要する費用を賄う経理です。

短期、厚生年金保険及び経過的長期分の事務費負担金は、所要額を地方公共団体負担金及び長期給付事業に係る市町村連合会交付金により賄っており、組合員1人当たりの事務費は、年額1万1028円となります。

なお、退職等年金給付分の事務費負担金は、市町村連合会交付金により賄っており、組合員1人当たりの事務費は、年額521円となります。

組合員や年金受給者の皆さまに係るマイナンバー等の個人情報については、個人情報の保護に関する規定に基づき適正な取扱いを確保し、管理を徹底いたします。

表7 ● 資産の構成割合（単位：千円）



合計 4,737,268千円 (100%)

表8 ● 事務費負担金の内訳 (短期、厚生年金及び経過的長期分)

区 分		令和7年度
事務費 (A+B+C+D)		11,028円
内 訳	地方公共団体負担金 (総額)	9,852円
	地方公共団体負担金のうち短期分 (A)	4,752円
	短期経理より繰入 (B)	1,630円
	連合会交付金 (C)	3,162円
	その他 (D)	1,484円

表9 ● 事務費負担金 (退職等年金給付分)

区 分	令和7年度
事務費 (連合会交付金)	521円

なお、組合員及びその被扶養者並びに年金受給者の皆さまのニーズに合った共済制度に関する情報提供の充実を図るため、当誌「共済だより」を通じて、より情報をわかりやすくお伝えいたします。発行回数は、年7回(4月・6月・8月・10月・12月・1月・2月)とするものです。また、ホームページについては、共済制度に関する情報提供の即時性、正確性を高めるとともに、組合員等の視点に立った情報をわかりやすく提供してまいります。

共済組合が主催する各種会議については、効率的かつ安全に配慮した開催方法を適宜検討してまいります。

業務運営にあたっては、より一層の経費節減を図りながら業務の適正かつ能率的な執行に努め、信頼される事業展開を目指してまいります。

保健経理

● 保養所・会館・保健センター利用助成金の特別加算(2000円)を維持

組合員とご家族の皆さまの疾病予防と健康の維持・増進に関する事業を行う経理です。第3期データヘルス計画に基づき、疾病予防の充実、健康増進及び余暇活動や保健・保養に資するため、各種事業を実施します。

特定健康診査等においては、第4期特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者の皆さまを対象に、特定健康診査及びその健診結果に基づきメタボリックシンドロームのリスクに応じた生活習慣改善の支援・指導を行う特定保健指導を実施します。

対象者の方におかれましては、引き続き積極的に受診されまるとともに、特定保健指導に該当された場合には必ず指導を受け、健康管理、改善に努められますようお願い申し上げます。組合員の被扶養者(任意継続組合員を含む)については、特定保健指導を利用できる医療機関が地域によっては存在しないことから、特定保健指導実業者による個別訪問を受けることができますので、お気軽にご利用ください。

予防事業においては、引き続き、人間ドックをはじめ各種健診事業に係る助成金の交付を行い、疾病の早期発見を促すものです。保養事業においては、本年度の「保養所・会館・保健センター利用助成金」について、保養や健康増進のための各施設の利用の促進を図ることを目的に、特別加算(2000円)

表10 ● 福祉財源率

	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率		
	掛金率	負担金率	合計
一般組合員	2.20 1,000	2.20 1,000	4.40 1,000
短期組合員			
特定消防組合員			
特別職の職員等 の組合員			

※特定健康診査等に係る財源は、組合員1人当たり年額194円とする。

0円)を維持いたします。直営施設(オークラ千葉ホテル、黒潮荘、那須の森ヴィレッジ)をご利用いただく際の助成券適用者の範囲については、組合員、被扶養者及び2親等以内の家族の方までに拡大しておりますので、ぜひ、皆さままでご利用ください。

また、各種施設(詳細については、本号折込みの冊子をご覧ください)と契約を行いました。夏期保養施設(フォレスト・ヴィラ・借上げ方式の一戸建あるいは、部屋貸し)を本年度も引き続き開設し、余暇活動の充実ならびに身体と精神のリフレッシュを目指します。

こころの悩みについて臨床心理士等が電話または面接により対応するメンタルヘルス相談室を開設するほか、メンタルヘルスセミナー、在宅介護に係る知識及び技術習得のための介護教室などを引き続き開催し、自立訓練法などのセルフケア体験を中心としたメンタルヘルス教室を引き続きオンラインによるLIVE開催をします。また、スポーツを通じた健康づくりを目的と

した各種スポーツ教室については、好評である親子スキー教室、テニス教室、ゴルフ大会を引き続き開催します。

予防事業の一環としての健康管理講座については、生活習慣病予防のために健康づくり及び健康維持管理に対する意識をさらに深めていただくことを目的として、引き続き開催します。また、本年度は、保健施設である「那須の森ヴィレッジ」を活用した、野外活動型の健康管理講座として、新たに初心者向けの「カヌー教室」を開催します。

保健経理から他経理への繰入れにつきましては、令和6年度施設運営検討委員会の答申(当組合のホームページに掲載)を踏まえ、各施設における減価償却前の収支が均衡する水準の額を基準値として繰入額を算定した事業計画に基づき、「保健経理(第3)・温浴施設(スパ・スカイビュー)」、「宿泊経理・オークラ千葉ホテル」に繰入れを行い、令和6年度と比較して当該総額の縮減(△6228万円)を図るものです。

今後も予防事業等の充実を図るため、各種健診データ等の情報を分析し、医療情報との突合を図り、健康の維持向上に資する有効な事業の調査研究を行い、福祉事業全体のあり方等について、引き続き検証、検討を行ってまいります。

事業内容については、表11のとおりです。

保健経理(第2)

● 那須の森ヴィレッジで心も身体もリフレッシュ！

那須の森ヴィレッジ(那須高原)は保健セ

ンター）は、組合員とその他ご家族の皆さまの保健・保養、教養等に供するための施設です。

ご利用者の皆さまから改善要望が多かったWiFi環境やコーテージの室内照明等の修繕工事を行い、施設の快適な利用環境を維持するとともに、ご利用の皆さまが、那須高原の大自然の中でゆつくりとおくつろぎいただけますよう、防災体制、衛生管理に十分留意し、運営してまいります。また、本年度の営業終了後には、施設建物及び設備等を長期的に維持していくため、大規模修繕工事・樹木の伐採等を予定しております。

本年度も、平日（日～木曜日泊）連泊者に「キャンプ場」と「多目的運動場（2時間※混雑時は1時間）」の無料開放サービスや黒潮荘との合同キャンペーンを実施するほか、那須の森ヴィレτζ限定の割引などのお得な特典をご用意しております。

好評いただいております料理プランについては、引き続き、厳選した地産の食材を使用し、施設の特徴を活かした料理プランをご提供してまいりますので、変わらぬご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

那須の森ヴィレτζの本年度の開設期間は、4月5日（土）から11月25日（火）まで、キャンプ場については、4月26日（土）から9月30日（火）までとなっております。電話による予約受付のほか、インターネットからもご予約いただけます。

本年度も皆さまのご利用を心よりお待ちしております。

（P36でご案内しておりますので、併せてご覧ください。）

表11 ● 保健事業の内容

事業の種類		事業内容	
予防事業	短期人間ドック	● 1日ドック（日帰り）及び通院2日・1泊2日の各コースの受検者については契約料金の70%を組合負担（受検者30%負担）。ただし、組合負担は33,000円を限度とする。 ● 組合員・被扶養者の利用日における年齢が満35歳以上。	
	脳ドック	● MRIとMRAによる受検者については21,000円を組合負担。 ● MRIによる受検者については12,700円を組合負担。 ● CTスキャンによる受検者については7,200円を組合負担。 ● 組合員・被扶養者の利用日における年齢が満35歳以上。ただし、隔年度1回を限度とする。	
	PETドック	● PET検査の受検者については契約料金の50%を組合負担（受検者50%負担）。ただし、組合負担は60,000円を限度とする。 ● 組合員・被扶養者の利用日における年齢が満35歳以上。	
	特定健康診査補助事業	共済組合が定めた限度額の範囲内における費用を組合負担（組合員・被扶養者で受検年度内に40歳以上）	
	歯科口腔健康診査	実施年度内に25歳以上10歳刻みの年齢に達する組合員に対し受診券を交付し、共済組合が契約した医療機関で受診する。費用の全額を組合が負担する。	
	婦人科検診助成金	子宮ガン・乳ガンの検査を受けたとき、各々6,600円まで（保険診療を除く）を組合負担。人間ドックのオプション検査も対象。組合員・被扶養者の受検日における年齢が満35歳以上。	
	大腸内視鏡検査助成金	大腸内視鏡検査を受けたとき、料金の50%（保険診療を除く）を組合負担。ただし、組合負担は12,000円を限度とする。人間ドックのオプション検査も対象。組合員・被扶養者の受検日における年齢が満35歳以上。	
体育事業	地区競技大会助成金	組合員1人当たり510円	
	スポーツ教室	ゴルフ大会	費用の一部を組合負担
		スキー教室	費用の一部を組合負担
		テニス教室	費用の一部を組合負担
保養事業	保養所・会館・保健センター利用助成金	● 特別加算を行うため、1人1泊につき黒潮荘及び那須の森ヴィレτζは6,500円、オークラ千葉ホテルは6,000円。ただし、黒潮荘・那須の森ヴィレτζの宿泊者のうち、素泊り及び1泊朝食付の者及びキャンプサイト1サイト1泊につき2,500円、ゴルフバック利用者は、6,700円。適用範囲は、組合員及び被扶養者もしくは被扶養者でない配偶者並びに2親等以内の親族とする。 ● 貸切バス利用助成金として、組合員・被扶養者（被扶養者でない子も含む）がオークラ千葉ホテルを冠婚葬祭で使用した場合、契約料金の90%（2日以上にわたり利用した場合は、契約料金を利用日数で除した額の90%）。ただし、120,000円を限度とする。黒潮荘・那須の森ヴィレτζを宿泊、会議等のため組合員・被扶養者が利用したときは、契約料金の50%（2日以上にわたり使用した場合は、契約料金を利用日数で除した額の50%）。ただし、当該金額が50,000円を超えるときは50,000円を限度とする。	
	契約施設利用助成金	組合員・被扶養者が契約施設に宿泊のとき、1人1泊につき2,500円	
	遊園施設利用助成金	組合員・被扶養者が契約遊園施設を利用のとき、1人1回につき1,000円を限度	
	フォレスト・ヴィラ	費用の一部を組合負担	
講座	健康管理講座	費用の全額を組合負担（RIZAP健康セミナー、ライフスタイル改善術、女性のための健康づくり、知ってなるほど健康づくり、血糖値編） 費用の一部を組合負担（トレッキング教室、アウトドアキャンプ教室、カヌー教室）	
	介護教室	費用の全額を組合負担	
	メンタルヘルスセミナー	費用の全額を組合負担	
	メンタルヘルス教室	費用の全額を組合負担	
その他	妊婦保健助成金	1件につき5,000円（組合員・被扶養者）	
	療養助成金	組合員・被扶養者が人工透析のため通院したとき1カ月9,000円	
	補装具代	組合員・被扶養者が所得等に応じて自己負担した額の全額を組合負担	
	災害り災者見舞品	組合員1件につき30,000円	
	法律・税務相談室	費用の全額を組合負担	
	メンタルヘルス相談室	費用の全額を組合負担（電話、面談、WEB及びEメール）	
保養所・会館・保健センター会議室借上	費用の50%を補助（6時間を限度）		

令和7年度のスケジュールは、今月号に掲載しております。

※各教室、各講座、フォレスト・ヴィラの詳細は、『共済だより』で別途（一部今月号に掲載）ご案内します。

※法律・税務相談室、メンタルヘルス相談室は、毎号の『共済だより』でご案内します。

保健経理 (第3)

●スパ・スカイビューで
やすらぎのひとときを

「オークラ千葉ホテル」最上階(10階)の保健施設である温浴施設(スパ・スカイビュー)は、組合員とご家族の皆さまの健康増進や疲労回復の施設です。

皆さまに安心してご利用、また、やすらぎのひとときを過ごしていただけますよう、引き続き、衛生面・安全管理面に十分配慮してまいります。

皆さまのリラクゼーションスペースとして、心身のリフレッシュ等に幅広くご利用ください。

なお、利用料金等については、表12のとおりとなっております。

表12 ●

①利用料金 (消費税を含む)

利用者の区分	利用形態	利用料金
組合員及びその家族 (年金受給者及び定年により組合員資格を喪失した者並びにその家族を含む)	宿泊を伴う場合	無料
	宿泊を伴わない場合	1人 500円
オークラクラブ会員 (上記組合員及びその家族を除く)	宿泊を伴う場合	無料
	宿泊を伴わない場合	1人 800円
上記以外の者	宿泊を伴う場合	1人 500円
	宿泊を伴わない場合	1人 2,200円

②営業期間…年中無休

③営業時間…午後3時から午後11時まで

宿泊経理

●「食べる・泊まる・集う」を
ビジョンに触れ合いを大切に

今年度も組合員

とご家族の皆さまの福利厚生施設として、安心・安全を第一にし、美味しいお料理、快適な空間、おもてなしをご提供、「食べる・泊まる・集う」という、触れ合いを大切にしながら地域密着型のホテルを目指してまいります。



大変ご好評をいただいております1泊朝食付き宿泊プランをはじめ、季節に応じたレストランイベント、メニュー充実の宴会・お祝いプラン、さらには、挙式や披露宴で着用する新作をはじめ流行を取り入れた多種多様なドレスなどをご用意いたしました。皆さまのご来館を心よりお待ちしております。

●癒し・寛ぎの時間を提供する
安心・安全な施設として

〈黒潮荘〉

組合員とご家族の皆さまの癒し・寛ぎの時間を提供する施設として、安心・安全を第一としたサービスの提供に努めてまいります。

また、さまざまなシーンにご利用いただけるよう、個別の要望に即した案内をいたしますほか、那須の森ウィレッジとの合同

キャンペーンを実施いたします。

食事については、南房総鴨川ならではの豊富な海の幸を使用し、特色を生かしたメニューの提供に努め、好評をいただきました特別プランにつきましても、より魅力的なメニューをご提供いたします。

なお、今年度も、皆さまに安心・安全のご提供、また、快適にご利用いただけますよう、計48日の休館日(保守点検日)を設けさせていただきます。

ご利用予定日に不都合が生じないよう年度を通して、「共済だより」やホームページ等でお知らせさせていただきます。(2〜3頁でご案内しておりますので、併せてご覧ください)。

貯金経理

●支払利率1・9%に据置き

組合員の皆さまの生活設計にお役立ていただくため、給与天引きによる貯金を扱う経理です。

共済貯金は、お預かりしております資金に損失が発生しないよう安全性を重視し、併せて効率的に運用しているものです。

支払利率については令和7年度も年利1・9%に据え置くことといたしました(払戻日等については、当誌34頁をご参照ください)。

ただし、支払利率は、今後の金利状況等により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

皆さまからお預かりしている資金は、有価証券等の購入により安全かつ効率的に運用し、その運用益の還元を努めてまいります。

共済組合では株式の購入はできませんので、資産

の構成割合については99%程度を有価証券で保有し、それ以外の資産については普通預金等の流動資産となっているものです。

貯金経理では、欠損金補てん積立金として組合員貯金総額の5%以上を積み立てることが法令により定められています。

当組合では、組合員貯金総額の5%に当たる約197億311万円を欠損金補てん積立金として積み立て、欠損金補てん積立金以外に積立金として約432億69972万円を積み立てることにより、積立金の合計は、令和7年度末組合員貯金総額の15・98%である約629億7283万円となる見込みです。

令和7年度も引き続き安全性を重視して資金運用を行い、ご利用の組合員の皆さまに共済貯金をよりご理解いただくため、当誌『共済だより』等を通して適切な情報の提供に努めてまいります。

貸付経理

●貸付利率は現行どおり

1・26%に据置き

貸付経理は組合員の皆さまの生活向上を目的とし、臨時の支出、住宅購入、修学費用等に係る資金の貸付を行う経理です。



表13 ● 貸付事業

区分	種類	利率(年利)	償還期間
貸付金の種類	1 普通貸付	1.26%	6月～120月以内〔3月以内〕
	2 住宅貸付	1.26%	50月～360月以内〔3月以内〕 ※東日本大震災による特例住宅貸付〔60月以内〕の利率は、年利0.64%とする。 また、据置期間に係る利率も同様とする。
	3 災害貸付	0.93%	24月～120月以内〔12月以内〕
	(1) 災害家財貸付	0.93%	54月～360月以内〔12月以内〕
	(2) 災害住宅貸付	0.93%	54月～360月以内〔12月以内〕
	(3) 災害再貸付	0.93%	54月～360月以内〔12月以内〕 ※激甚災害により住宅が滅失した場合〔36月以内〕の据置期間に係る利率は、年利0.72%とする。 ※東日本大震災による特例災害貸付〔60月以内〕の利率は、年利0.63%とする。 また、据置期間に係る利率は、年利0.30%とする。
	4 在宅介護対応住宅貸付	1.00%	50月～320月以内〔災害貸付との併用のみ12月以内〕
	5 特別貸付	1.26%	30月～120月以内〔24月以内〕
	(1) 医療貸付	1.26%	30月～120月以内〔72月以内〕
	(2) 入学貸付	1.26%	45月～150月以内〔72月以内〕
(3) 修学貸付	1.26%	30月～120月以内	
(4) 結婚貸付	1.26%	30月～120月以内	
(5) 葬祭貸付	1.26%	30月～120月以内	
6 高額医療貸付	無利息	高額療養費が支給されるまで	
7 出産貸付	無利息	出産費等が支給されるまで	
③利率(年利)は、地方公務員共済組合連合会が定款で定める基準利率が1.0%以下で推移した場合の利率(年利)である。			
貸付金の限度額	1 普通貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	2 住宅貸付・災害住宅貸付	給料月額に組合員期間に応じた月数(注1)を乗じた額(最高1,800万円)	
	3 災害家財貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	4 災害再貸付	給料月額に組合員期間に応じた月数(注1)を乗じた額(最高1,900万円)	
	5 在宅介護対応住宅貸付	(最高300万円)住宅貸付及び災害貸付の限度額に加算可能	
	6 医療貸付	給料月額×6月分(最高100万円)	
	7 入学貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	8 修学貸付	修学年限1年につき180万円	
	9 結婚貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	10 葬祭貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	11 高額医療貸付	高額療養費相当額	
	12 出産貸付	出産費、家族出産費相当額	
	(注1) 組合員期間に応じた月数		
1年以上6年未満……7月		11年以上16年未満……22月	20年以上25年未満……43月
6年以上11年未満……15月		16年以上20年未満……28月	25年以上30年未満……60月
貸付の限度額の特例	1 住宅貸付・災害住宅貸付		2 災害再貸付
	(1) 組合員期間 1年以上 3年未満 …… 100万円 (災害住宅貸付は、資格取得日から3年未満) (2) 組合員期間 3年以上 7年未満 …… 400万円 (3) 組合員期間 7年以上12年未満 …… 700万円 (4) 組合員期間 12年以上17年未満 …… 900万円 (5) 組合員期間 17年以上 …… 1,100万円		(1) 組合員期間 資格取得日から3年未満 …… 150万円 (2) 組合員期間 3年以上 7年未満 …… 450万円 (3) 組合員期間 7年以上12年未満 …… 750万円 (4) 組合員期間 12年以上17年未満 …… 950万円 (5) 組合員期間 17年以上 …… 1,150万円

表14 ● 物資事業

販売種類	店頭販売(当組合指定の特約店。詳しくは、ホームページにてご確認ください)
取扱品目	自動車
購入限度額	最大300万円 (購入金額は10万円以上1万円単位)
償還回数	最大120回 (利用金額に応じて最大償還回数が変わります) ※ボーナス時増額償還可
手数料率	年利1.39% (うち0.06%は保証保険の一部負担金)

今後も引き続き、組合員が利用しやすい事業となるよう努めてまいります。
なお、貸付の種類、限度額及び償還方法等については表13のとおりです。

物資経理

●自動車物賃手数料率1・39%に据置き
組合員の皆さまの自動車購入資金として、貸付けを行う経理です。当組合指定の特約店で購入いただけます。
なお、自動車物賃手数料率は本年度も昨年度据え置き年利1・39%となります。
また、手数料率の中から自動車物賃の保証保険に要する費用の一部を貴負担(負担率年0・06%)いただいておりますので、引き続きご理解のほどよろしくお願いいたします。

貸付制度をご活用ください



共済組合は組合員の皆さまの生活の安定を目的とし、臨時の支出、住宅購入、修学費用等に係る資金の貸付けを低利率にて行ってまいりますのでご利用ください。

なお、貸付金送金日以前に支払期限が到来している、または支払済みの費用については貸付対象とはなりませんので、**事前に締切日や詳細等をご確認のうえ、お勤め先の共済事務担当課を通して当組合へ申し込みくださるようお願いいたします。**

また、貸付けの申し込み時において、新規貸付、既に借入れている貸付、当組合物資事業及び他の金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合計が基本給の30%を超える場合、または償還年額が年収（基本給×16）の30%を超えるととき等、貸付けができない場合がありますので予めご了承ください。

※送金は原則、申込月の翌月28日となりますので余裕をもってお申し込みください。

※会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方については、利用に制限がありますので、ご注意ください。

共済組合の貸付制度のメリット

① 低利率 普通貸付等年利1.26%（令和7年4月1日現在）

民間カードローン等と比較し低利率な上、少額の借入でも貸付利率は変わりません。

※利率等の詳細については14頁の表13をご参照ください。また、償還表は、ホームページに掲載されておりますので右記の二次元コードよりご覧ください。



② 手数料不要

共済組合の貸付事業は福祉事業の一環として行っていますので、保証料、貸付実行手数料、繰上返済手数料等についていたっておりません。

※団体信用生命保険等（任意加入）については保険料が必要となりますので、下記をご参照ください。

③ 担保不要

償還については給与控除にて毎月返還いただき、退職時に未償還金が残存している場合は退職金から控除し返済いただくこととなっているため、抵当権や連帯保証人の設定等は不要です。

【全国市町村職員共済組合連合会】

共済組合から貸付けを受ける方へ **だんしん事業のご案内**

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、**保険金で貸付金残高（債務）が返済されます。**あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで就業障害となった場合に、**貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。**

「だんしん」からの保険金
（貸付金残高（債務）相当額）

万一の場合



貸付金残高（債務）



制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高（債務）が返済されます

病気やケガで就業障害となられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

例	貸付金残高（債務）	特約保証料	保障額
「だんしん」 （団体信用生命保険）	貸付金残高（債務） 1,000万円 の場合	保険金額（貸付金残高（債務）相当額） （10万円につき 月額15円） 月額 1,500円 ※特約保証料は見直しされる場合があります。	<死亡・所定の高度障害状態> 保険金 1,000万円 （貸付金残高（債務）相当額）を共済組合にお支払いすることで貸付金残高（債務）が返済されます。

例	返済金額	保険料	補償額
債務返済支援保険	返済金相当額（平均返済月額） 60,000円 の場合 毎月償還 40,000円の場合 ボーナス償還 120,000円の場合 〈計算例〉 平均返済月額 60,000円 = [(40,000円×12)+(120,000円×2)] ÷ 12	保険金額（返済金相当額） （1万円につき 月額90円） 月額 540円 ※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。	<所定の就業障害の場合> 1ヵ月あたり保険金 60,000円 （返済金相当額）を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。

<制度内容に関するお問い合わせ先> **全国市町村職員共済組合連合会** フリーダイヤル 0120-288-294 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
〒102-0084 東京都千代田区二番町二番地 東京グリーンパレス

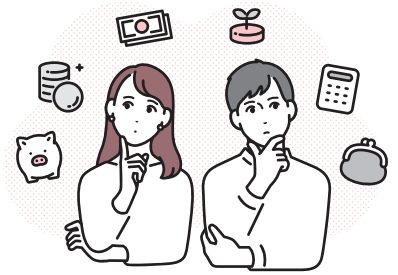
MY-A-25-LF-002401 MYG-A-24-LF-1046

お問い合わせ先

福祉課福祉係（直通） TEL 043(248)1113

しくみについて

現在の公的年金制度は「国民年金」と「厚生年金」の2つがあります。共済組合は、これらに加え共済組合独自の年金にも加入しており、加入者の皆さまは3階建ての給付を受けられます。



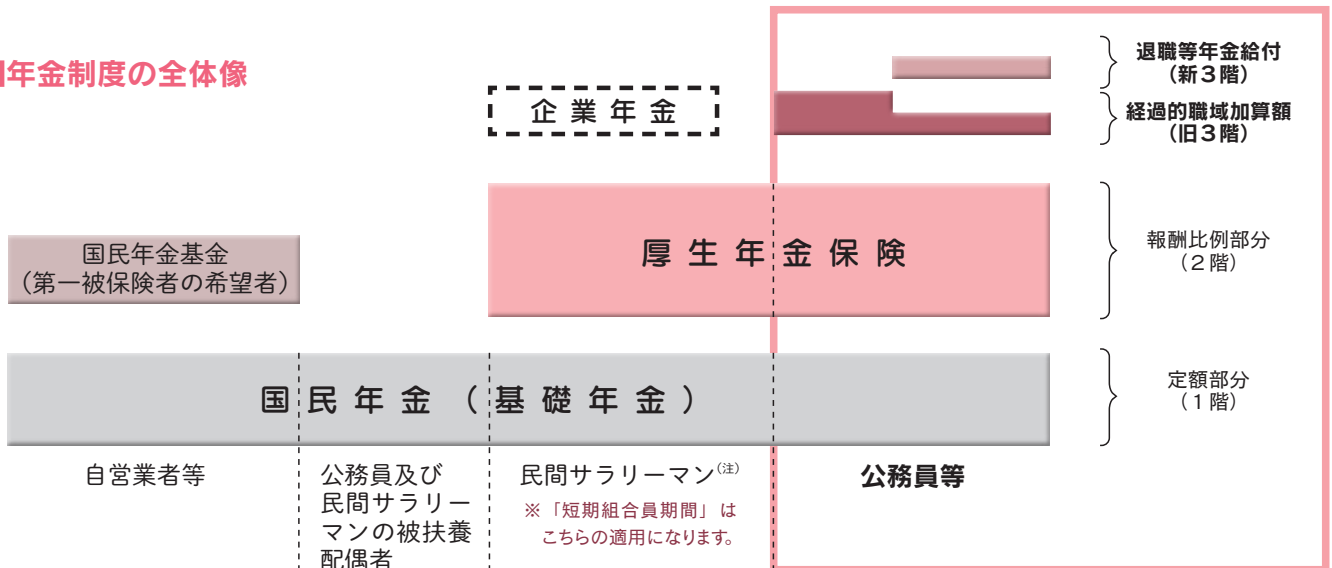
「短期組合員期間」については、第1号厚生年金被保険者として日本年金機構の適用となります。

共済組合の年金制度

共済組合に加入する人の年金制度は、建物に例えると3階建てとなっています。1階部分は「国民年金（基礎年金）」、2階部分が「厚生年金」、3階部分が共済組合独自の「退職等年金給付（年金払い退職給付）」「職域年金相当部分」となっています。



■年金制度の全体像



(注) 民間サラリーマンには、船員、JR・JT・NTTの職員、農林漁業団体職員を含みます。

■各年金制度の概要

公的年金	
国民年金 (基礎年金)	日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する年金制度です。加入期間に応じた年金額が支給されます。
厚生年金	公務員・会社員など厚生年金保険の適用事業所に勤めている70歳未満の人が加入する年金制度です。加入期間と給与に応じた年金額が支給されます。
共済組合独自の年金	
退職等年金給付 (年金払い退職給付)	公務員が加入する独自の制度です。平成27年10月の被用者年金一元化により新たに創設され、一元化以降の加入期間と給与に応じた年金額が支給されます。

日本の年金制度の

現役世代でももらえるの？

年金給付の種類

「年金」というと、“老後の生活のために65歳になってから受け取るもの”というイメージがありますが、現役世代にも支給される場合があるのをご存じですか？

年金給付は3種類あり、万が一病気やケガで働けなくなったり、家族の支え手が急に亡くなったりした場合も支給の対象となります。



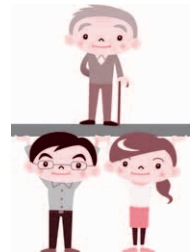
■年金給付の種類

	国民年金	厚生年金	給付事由
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり、原則65歳に達したとき支給される年金です。
障害	障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度になった場合に支給される年金です。
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者または年金加入者であった者が死亡したときに一定の要件を満たす遺族に支給される年金です。

財源はなくなったりしない？

「賦課方式」という運営方法

現行の公的年金制度は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者等の年金給付に充てる仕組みを基本とした財政方式（賦課方式）を採っていて、さらに少子化が進行する将来において一定の給付水準を確保するため、現役世代の保険料のほかに年金積立金や税金が年金給付に充てられています。
※退職等年金給付は積立方式となります。



地共済年金情報Webサイトがリニューアルしました



このたび、地共済年金情報Webサイトについて、令和7年4月1日からマイナポータルと連携した新たな環境へと移行しました。

新サービスにおいては、これまでのWebサイトと同様に、組合員の皆さまそれぞれの公務員共済期間に係る年金加入記録や将来受け取れる年金見込み額などを閲覧することができます。

※これまでの地共済年金情報Webサイトにご登録いただいていた方については、新サービス利用時に改めてユーザー登録を行う必要があります。

相談窓口（Webサイト用）

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課
TEL 03 (5210) 4607 (9時～17時 土・日・祝日を除く)

お問い合わせ先

組合員
(短期組合員を除く) 年金課 年金係(直通) 審査係

資格確認書について

千葉県市町村職員共済組合 **本人** 令和〇年〇月〇日交付
資格確認書 (組合員)

記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇 枝番 (〇〇)

氏名 **共済 太郎** 性別 男

生年月日 平成 〇年〇月〇日
資格取得年月日 令和 〇年〇月〇日
有効期限 令和 〇年〇月〇日
発行機関所在地 千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号
保険者番号 **32120412**

名称 千葉県市町村職員共済組合 発行番号 1234567

資格情報通知書
(見本)

千葉県市町村職員共済組合 **家族** 令和〇年〇月〇日交付
資格確認書 (被扶養者)

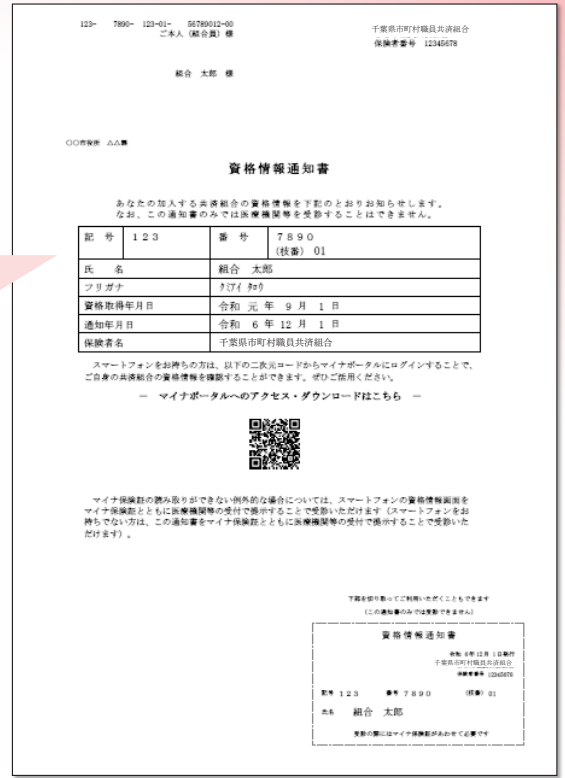
記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇 枝番 (〇〇)

氏名 **共済 花子** 性別 女

組合員氏名 共済 太郎
生年月日 平成 〇年〇月〇日
認定年月日 令和 〇年〇月〇日
有効期限 令和 〇年〇月〇日
発行機関所在地 千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号
保険者番号 **32120412**

名称 千葉県市町村職員共済組合 発行番号 1234568

資格確認書
【カード型】
(見本)



「資格情報通知書」及び「資格確認書」の記載事項について

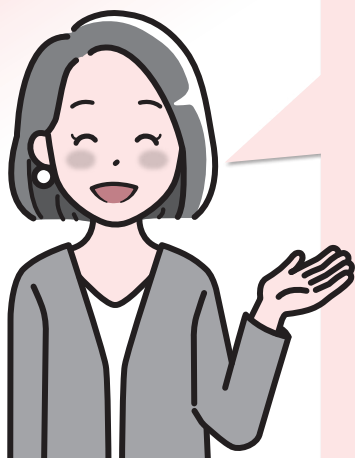
	資格情報通知書	資格確認書
名称	「資格情報通知書」	「資格確認書」・「資格確認書 (任意継続)」 なお、組合員・被扶養者を判別するため「本人 (組合員)」・ 「家族 (被扶養者)」と表示しています。
交付年月日 (通知年月日)	作成交付した日です。	
記号	皆さま (組合員) がお勤めの市町村等の固有番号です。 ※任意継続組合員の記号・番号は、現職時と同じです。	
番号	市町村等ことの皆さま (組合員) の番号です。 ※共済組合は「記号」と、この「番号」で皆さま (組合員) を判別しており、共済組合への各種届出の際に必要となります。	
枝番	同じ記号・番号内での組合員・被扶養者ことの番号です。	
氏名・性別・生年月日	お手元に届きましたらご確認ください。 ※誤りがある場合は、勤務先の共済事務担当課へお申し出ください。	
資格取得年月日 (認定年月日)	この日以降、資格喪失日の前日まで使用 することができます。	この日以降、有効期限まで (ただし、有効期限前に資格喪失 する場合は資格喪失の前日まで) 使用することができます。
	※任意継続組合員の資格取得年月日は、退職年月日の翌日です。 ※75歳の誕生日を迎えますと、短期給付適用外となるため、その日以降は使用できません。	
有効期限	5年以内で保険者が設定した日を表示しています。 「資格確認書 (任意継続)」の有効期限については、任意継 続組合員の資格取得年月日から2年後を表示しています。 ※保険者が設定した日 (任意継続組合員は資格取得日から2年 後) より前に、75歳の誕生日を迎える場合は、75歳の誕生 日の前日を表示しております。 ※任意継続掛金の納入がない場合は、この年月日にかかわらず 資格を喪失し、使用できなくなります。	
発行機関所在地	当共済組合の所在地です。	
保険者番号	社会保険制度上で用いる当共済組合の固有番号で、「32120412」と定められています。	
名称及び印	当共済組合の正式名称です (印はありません)。	当共済組合の正式名称及び公印です。
発行番号	資格確認書を作成した際の通し番号です。	
組合員氏名	家族 (被扶養者) のみ組合員の氏名を表示しています。	

【注意】 資格確認書の裏面の住所等は、組合員 (被扶養者) の皆さまに記入していただくこととなります。

なお、その他の部分を加筆・訂正等することは不正使用となりますので、絶対に加筆・訂正等を行わないでください。
その他、記載等に関するお問い合わせは、勤務先の共済事務担当課、または共済組合保健課資格係までお願いします。

(直通) TEL 043(248)1116

資格情報通知書



今月は、組合員（任意継続組合員）やその被扶養者の資格情報が保険医療機関等と連携され、マイナ保険証又は資格確認書による受診が可能となったことを、皆さまにお知らせする「資格情報通知書」やマイナ保険証（健康保険証利用の登録をしたマイナンバーカード）を所持していない場合に保険医療機関等にかかる際にお使いになる「資格確認書」について説明します。

なお、任意継続組合員の方は、任意継続組合員の資格取得時にお渡ししました「任意継続組合員制度のてびき」も併せてご覧ください。

（※）この記事において「資格確認書」とは、資格確認書、資格確認書（任意継続）をいいます。

なお、「資格確認書」は原則、マイナ保険証を所持していない場合に交付されるものです。

1 資格情報通知書の送付及び用途について

共済組合の資格情報が保険医療機関等と連携されたことを組合員（被扶養者）の皆さまにお知らせするものです。

なお、保険医療機関等でマイナ保険証が使えないときに、窓口でマイナ保険証と一緒に提示することで受診いただけます。

※「資格情報通知書」は、マイナポータルに登録されている下記【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。

【医療保険の資格情報画面】について

事前にマイナポータルアプリをインストールしていることを確認してください。



医療保険の資格情報	
健康保険種別	XXXX健康保険組合
健康保険番号	00000000
記号	1
番号	00000
種別	00
氏名	XX XX

スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です（上記二次元コードからアクセスください）。

なお、医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめ

スマートフォンなどに登録しておくことができます。

医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、「資格情報通知書」（紙）を携帯することは必須ではないため、紛失したとしても再交付の申請は不要です。

2 資格確認書が交付されている場合は、保険医療機関等で受診する際、必ず資格確認書をご持参ください

資格確認書は、保険医療機関等で提示することによつ

て、保険診療を受ける資格があるかどうかを確認するためのもので、「資格があることの証明書」です。

また、継続して治療する場合も、月が変わった場合や月の途中で再診等の受診をする際は、必ず資格確認書を提示してください。

所属所の異動等により、記号・番号が変わったときも保険医療機関等へ必ず提示し、変わったことを申し出てください。

3 資格情報通知書及び資格確認書の記載事項に係る各種届出（氏名変更等）

記載事項に係る各種届出は、必ず勤務先の共済事務担当課を通して行ってください。

※任意継続組合員は、共済組合に直接届出をしてください。

4 資格情報通知書及び資格確認書の再交付について

資格情報通知書及び資格確認書の紛失や盗難に遭ったときには、必ず最寄りの警察署等に届け出のうえ、資格確認書については、勤務先の共済事務担当課を通して（任意継続組合員は共済組合へ直接）再交付申請を行ってください。

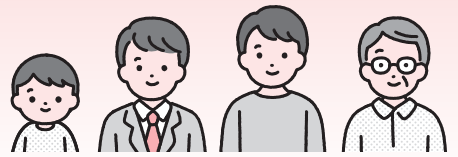
資格情報通知書については、左記1【医療保険の資格情報画面】で代用ができない場合や資格確認書及び組合員証等が交付されていない場合に再交付申請を行うようにしてください。

5 資格情報通知書及び資格確認書の返納について

資格情報通知書の返納は不要です。

資格確認書については、資格喪失時点で有効な資格確認書をお持ちの場合は資格喪失後に返納してください。

なれる者の基準について



1 被扶養者になれる者の基準について

被扶養者になれる者とは、下図「被扶養者の範囲」にある者で、「主として組合員の収入により生計を維持」しており、「恒常的な収入が年額130万円未満」である、「三親等内の親族」で、かつ、「国内居住要件を満たす者」です。

(1) 「主として組合員の収入により生計を維持」とは

経済的な援助・負担を組合員から受けていることをいいます。生活上の世話、介護、精神的な扶養の実態等、組合員が生活の中心的な役割を担っている状況ではありません。

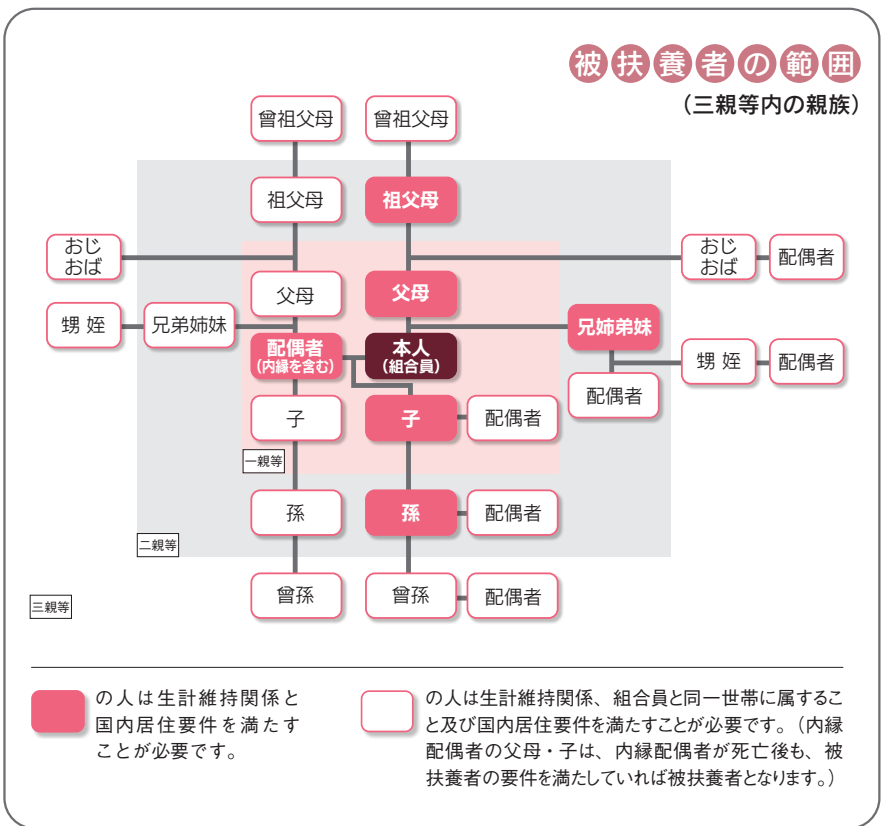
(2) 「恒常的な収入」とは

認定を受けようとする者のすべての収入のうち、継続して得ることのできる収入をいいます。季節的な勤労または事業収入であっても、それが毎年継続的に繰り返し行われる性質のものと認められる場合は、恒常的な収入となります。課税・非課税にかかわらず収入となりますので、「遺族年金」や「障害年金」も扶養認定上の収入となります。

(3) 「年額」とは

扶養の事実が発生したときから将来に向かって得ることが予測できる収入であり、暦年または年度によって期間を限定したものではありません。

被扶養者の範囲 (三親等内の親族)



ありません。具体的には、収入の種類に応じて、年額・月額・日額により判断します。アルバイトやパート等の給与収入については、年額ではなく月額で判断するほうが実態に即しているため、月額の扶養限度額を設定しています。給与月額が10万8334円以上(賞与があるときは、各月の給与に按分して判断)となった月を起算月として3カ月の平均が

この金額以上となった場合には、10万8334円以上となった月の給与の支払対象期間の初日にさかのぼって取消該当となりますのでご注意ください。給与及びそれ以外の収入があるときは、すべての収入を合わせた額で計算します。障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上の者の扶養限度額は年額180万円

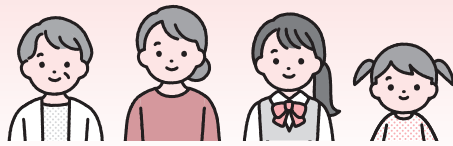
《事業収入等がある場合》

被扶養者認定基準の収入とは、所得税法上の所得の額そのものではありません。所得税法上の必要経費を控除する前の総収入が基本となります。ただし、被扶養者認定において必要と認められると判断した経費のみを控除し、その額を収入とします。※農業収入・営業等収入・不動産収入等の各収入から直接必要と判断する経費のみ(地代家賃など)を控除したことになります。租税公課・減価償却費・借入金利息・旅費交通費・通信費などは、必要経費とは認められません。その他の経費については、共済組合のホームページにてご確認ください。また、手続きにおいて確定申告時の書類一式(収支内訳書を含む)・特定口座年間取引報告書の写しが必要となりますので、必ず保管してください。

(月額15万円)です。

※認定対象者が組合員の配偶者以外である方(父母、祖父母など)については、認定対象者自身に配偶者がいらつしやる場合、夫婦の収入を合算した額においても扶養限度額(両者の限度額の合計額)の判断を行います(認定対象者が組合員の配偶者である場合、この合算は行いません)。

例) 父母ともに60歳以上であり、父母の収入合算額が年額360万円以上の場合には父母のいずれも認定できません。



組合員の被扶養者に

(4) 「三親等内の親族」とは

次の①～③の範囲内の者であり、組合員との身分関係（続柄）によっては同居が条件となりません。

① 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「内縁」という）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、前記①に掲げる以外の者

③ 組合員の内縁の配偶者の父母及び子、並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者

(5) 「国内居住要件を満たす」とは

令和2年4月1日からは、「日本国内に住所（住民票）を有する者」または「外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者」であることが必要です。

ただし、日本国内に住所（住民票）があっても、次の場合は被扶養者として認定されません。

① 日本の国籍を有しない者であつて、「医療滞在ビザ」または「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

② 海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない者

2 被扶養者として認定されない者について

(1) 健康保険の被保険者、共済組合の組合員、船員保険の被保険者または後期高齢者医療制度の被保険者（ただし、後期高齢者医療制度において申請を撤回する旨を申し出た者を除く）

(2) 認定対象者について組合員以外の者が扶養手当またはこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者

(4) 恒常的な収入が年額130万円以上である者

ただし、その者が障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する場合、またはその者が60歳以上である場合は、年額180万円以上である者※前記のとおり給与収入がある場合は、月額（扶養限度額（10万8334円または15万円）を設定しています。

(5) 組合員と別居している者であつて、組合員からの仕送り額が必要額に達していない者

(6) 認定時及び将来に向かって恒常的な収入が明確にならない者

3 扶養認定日について

被扶養者の認定申告を行う際は、

被扶養者の要件を備えた日から30日以内に各所属所の共済事務担当課へ「被扶養者申告書」及び認定に必要な書類を提出してください。

30日を過ぎてしまうと、各所属所の共済事務担当課でその届出を受け付けた日から認定され、さかのぼって認定されませんのでご注意ください。

※任意継続組合員について

被扶養者の認定・取消の手続き等は、当組合へ直接申告していただくこととなります。

よって、認定申告は被扶養者の要件を備えた日から30日以内に当組合に届くように、直接「被扶養者申告書」及び認定に必要な書類を提出してください。

30日を過ぎてしまうと、当組合での受付日から認定され、さかのぼって認定されませんのでご注意ください。

4 認定後の扶養事実の確認について

「被扶養者申告書」により認定時に実態を確認しますが、それ以降の被扶養者の状況については十分ご注意ください。

なお、毎年「扶養事実確認調査」を実施いたします。組合員の収入により主として生計を維持しているか、その後の状況を調査し、引き続き被扶養者の要件を備えているかどうかの確認をさせていただきますが、この調査にかかわらず、被扶養者の

要件を欠いた場合は、すみやかに取消申告をしてください。

また、この調査は地方公務員等共済組合法の検認事務を兼ねていますので、被扶養者の給与明細書・退職確認書類・年金振込通知書・確定申告時の書類一式（収支内訳書を含む）・特定口座年間取引報告書・公的機関各種届出（開業届・廃業届等）・仕送り状況が確認できる振込明細書等の確認書類を必ず保管くださるようお願いいたします。

5 年収の壁・支援強化パッケージについて

人手不足等の理由から一時的な収入変動により収入が扶養限度額を超えてしまう場合は、「被扶養者の収入確認に当たつての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を他の必要書類と併せて当組合へ提出することにより被扶養者として認定または継続することが可能となります。

なお、適用開始日については、令和5年10月20日以降の適用となるため、令和5年10月19日以前が認定日となる被扶養者の認定申告及び令和5年度扶養事実確認調査について遡及適用はありません。

また、項番3「扶養認定日について」のとおり、被扶養者の認定申告を行う際は扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎてしまうと当組合での受付日から認定され、さかのぼって認定されませんのでご注意ください。

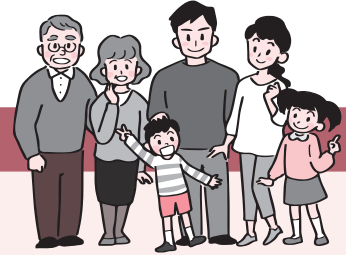
～ 被扶養者の資格確認のお知らせ ～

被扶養者の皆さまが、認定後現在も、組合員の収入を主として生計を維持し、被扶養者としての要件を満たしているか状況を確認するために令和7年度の調査を実施します。

当組合では、地方公務員等共済組合法施行規程により、引き続き被扶養者として資格を有しているかの検認（確認）を行うこととされており、毎年、「扶養事実確認調査」を行うこととしております。これは被扶養者認定の更新を行っていくために必要な手続きですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、**調査票や添付書類の提出がない場合、被扶養者の資格確認ができないため認定取消しとなる可能性があります**ので、必ず調査票及び添付書類を提出していただきますよう重ねてお願いいたします。

また、この調査にかかわらず、**被扶養者の要件を欠いた場合は、すみやかに取消申告をしてください。**



❖ 調査対象者（検認対象者）

次のいずれかに該当する者

- ①調査基準日現在20歳以上74歳以下の偶数年齢の被扶養者
- ②当組合において「別居」として登録している調査基準日現在20歳以上74歳以下の被扶養者
(①、②ともに認定年月日が令和7年1月1日から令和7年6月30日までの者を除く。)

※調査基準日 令和7年7月1日

※調査方法等の実施に関する詳細は、皆さまの勤務先の共済事務担当課を通じて、別途お知らせいたします。

❖ 調査（検認）において被扶養者の要件を満たさないことが判明した場合の取扱いについて

調査（検認）により被扶養者の資格が認められない場合には、被扶養者取消申告をしていただくこととなりますので、被扶養者申告書（取消）提出の際に併せて組合員被扶養者証または資格確認書を返納してください。

なお、調査（検認）により取消に該当する場合は、本来の取消年月日にさかのぼり認定取消となります。（昨年度の調査では約400名の被扶養者の取消が判明しました。）

❖ 調査に必要な書類

調査対象者の収入や仕送り状況の確認のため、以下の**収入確認書類等（非課税の収入含む）は普段から大切に保管しておいてください。**

給与明細書、源泉徴収票、確定申告書（控）（収支内訳書も含む）、年金決定・改定通知書、公的機関各種届出（開業届・廃業届等）、各種手当金や給付金の送金通知書、特定口座年間取引報告書、仕送り状況が確認できる振込明細書等、単発のアルバイトに登録していることが確認できるアプリやサイトの履歴の写し、単発のアルバイトにて月ごとに何件、いくら収入を得たのか確認できるもの、被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書（「年収の壁・支援強化パッケージ」に関する証明書）※1

◎**一時的な収入増加等（「年収の壁・支援強化パッケージ」の対象となるもの）があった場合、その増加内容（増加理由、受給日、増加分の額等）を確認できる書類を取得・保管しておいてください。**

※1 「年収の壁・支援強化パッケージ」については令和5年10月20日以降の収入において適用されます（※2）。詳細については、厚生労働省ホームページの「事業主の証明による被扶養者のQ & A」をご参照いただくか当組合資格係へお問い合わせください。

※2 対象期間外に当該理由による一時的な収入増加があり、扶養限度額以上の収入となった場合は取消該当となりますので、勤務先の共済事務担当課を通じ、すみやかに被扶養者取消申告をしてください。

(注) 「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例」は令和6年3月31日に終了しました。

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

標準報酬決定・改定通知書

と

標準期末手当等決定通知書

について

標準報酬の月額を決定または改定したとき及び標準期末手当等の額を決定したときは、共済組合は組合員に対し標準報酬の等級や月額等を通知いたします。

今月号ではそれらの通知書の内容についてご案内いたします。

通知書は原則として、決定・改定月の翌月上旬（定時決定は9月）に勤務先の共済事務担当課を經由して送付いたします。

また、通知書は標準報酬の等級や月額等を通知するものですので、送付された際に組合員の皆さまにさせていただきお手続きはございません。



1 標準報酬決定・改定通知書

標準報酬の月額を決定または改定が行われたときに送付いたします。

標準報酬の月額を決定または改定には以下の種類があります。

※各内容は概要です。

(1) 資格取得時決定

共済組合員の資格を取得したときの決定

(2) 定時決定

4、5、6月の報酬にもとづいて毎年行われる決定（毎年9月から適用）

(3) 随時改定

昇給等によって固定的給与に変動があったときに変動の月から3カ月間の報酬により行われる改定

(4) 産前産後休業終了時改定

産前産後休業終了日の翌日が属する月から3カ月間の報酬により行われる改定

(5) 育児休業等終了時改定

育児休業等の終了日の翌日が属する月から3カ月間の報酬により行われる改定

標準報酬 決定・改定通知書				令和 年 月 日	
				千葉県市町村職員共済組合	
下記のとおり標準報酬を決定・改定しましたので、通知します。					
①	決定・改定事由	適用開始	②		
	定時決定	令和7年9月			
	区分	標準報酬等級	標準報酬月額		
③	新等級	短期	第24級	340千円	
		長期	厚生年金	第21級	340千円
			退職等年金給付	第21級	340千円
④	従前等級	短期	第23級	320千円	
		長期	厚生年金	第20級	320千円
			退職等年金給付	第20級	320千円

① 決定・改定事由

標準報酬の月額が決定または改定された事由を表示します（資格取得時決定、定時決定等）。

② 適用開始年月

決定または改定された標準報酬の月額の適用開始年月を表示します。

③ 新しい標準報酬の等級と月額

決定または改定された新しい標準報酬の等級と月額を、短期・厚生年金・退職等年金給付に分けて表示します。

こちらの月額に短期・厚生年金・退職等年金給付の各掛金率・保険料率をかけて、毎月の掛金・保険料を算定します。

④ 従前の標準報酬の等級と月額

決定・改定される前の標準報酬の等級と月額を、短期・厚生年金・退職等年金給付に分けて表示します（資格取得時決定の際は表示しません）。

2 標準期末手当等決定通知書

標準期末手当等の決定が行われたとき（期末手当・勤勉手当等が支給されたとき）（※）に送付いたします。

※給与改定により期末手当・勤勉手当等の額がさかのぼって変更となった場合を含みます。

標準期末手当等 決定通知書			令和 年 月 日
			千葉県市町村職員共済組合
下記のとおり標準期末手当等を決定しましたので、通知します。			
①	支給年月	令和7年6月	
	区分	標準期末手当等	
②	長期	短期	782千円
		厚生年金	782千円
		退職等年金給付	782千円

① 支給年月

標準期末手当等の額の算定のもととなる期末手当・勤勉手当等が支給された年月を表示します。

② 標準期末手当等の額

決定された標準期末手当等の額を、短期・厚生年金・退職等年金給付に分けて表示します。

標準期末手当等の額は、原則として、同月内に支給された期末手当・勤勉手当等の合算額の千円未満を切り捨てた額となります。

この標準期末手当等の額に短期・厚生年金・退職等年金給付の各掛金率・保険料率をかけて、期末手当・勤勉手当等の掛金・保険料を算定します。

※短期組合員の方については、短期給付のみ表示しています。

※短期給付に係る標準報酬の月額は、福祉に係る掛金・負担金の算定にも使用しています。

【例】	期末手当	勤勉手当
	425,000円	357,900円
	合算	
	期末手当・勤勉手当の合算額	
	782,900円	
	千円未満切り捨て	
	標準期末手当等の額	
	782,000円	

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

令和7年4月からの 短期給付に係る改正について

地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、令和7年4月から、育児休業等に係る手当金が変わり、「育児休業手当金」の支給期間延長に係る手続き方法が見直しとなりました。また、「育児休業支援手当金」、「育児時短勤務手当金」が創設されましたので、お知らせします。

(1) 育児休業手当金の支給対象期間延長手続きの見直しについて

育児休業手当金については、原則として、組合員が、子が1歳に達する日までに取得した育児休業等について支給し、子が1歳に達した日後の期間について、育児休業等を行うことが必要と認められる場合には、1歳6カ月または2歳に達する日まで支給期間を延長することとされていたところですが、支給対象期間の延長手続きについて、要件の見直しがされました。この変更により、入所の意思（復職の意思）が無いと判断される場合は、手当金の延長が認められないこととなります。

具体的な必要書類としては、従前より提出が必要であった市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（入所保留通知書等）に加え、更に

- ・市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し
- ・育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（様式追加）の提出が必要となりました。

(2) 育児休業支援手当金の創設

対象 令和7年4月1日以後に育児休業を開始した組合員

出生後、一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）



に、原則として、両親ともに通算14日以上育児休業した場合に、28日分を上限に標準報酬の日額の13%を育児休業支援手当金として支給するものとされました。

(3) 育児時短勤務手当金の創設

対象 令和7年4月1日以後に育児時短勤務を開始した組合員

組合員が2歳に満たない子を養育するため勤務時間を短縮することによる勤務（育児時短勤務）をした場合、当該支給対象月に支払われた報酬の額の最大10%に相当する額を育児時短勤務手当金として支給するものとされました（報酬と給付額の合計が時短勤務前の報酬を超えないように、給付率は調整されます）。

～ (2) 及び (3) については9頁の短期事業内容と併せてご確認ください～

※制度の詳細な内容・手続等については、分かり次第お勤め先の共済事務担当課を通してお知らせします。

お問い合わせ先 ▶ 保健課保健係（直通） TEL 043(248)1115

「新・団体医療保険」のご案内

～6月2日から募集開始～

共済組合では、高額になりがちな先進医療に関する費用も補償する「新・団体医療保険」を取り扱っております。保険料は、団体割引が適用されますので、個人で加入するより割安です。

ご家族の皆さまも
ご加入できます



今回、新たな特約「三大疾病診断保険金支払特約（仮称）」を導入する予定です。

NEW

被保険者が三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合に、一時金をお支払いします。詳細は、共済だより6月号でお知らせします。

また、募集につきましては、6月2日（月）から13日（金）にわたり行います。

中途加入は、随時受付しておりますのでよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先 有限会社ちば共栄サービス TEL 043(248)1536

(受付時間：平日の午前9時から午後4時まで。)

HEALTH INFORMATION



その不調、**睡眠不足**のせいかも？

監修：早稲田大学 睡眠研究所 所長 西多 昌規



「ちゃんと寝ていますか？」

その肥満、睡眠不足が原因かもしれません…

なぜ？ 食欲が増すから

睡眠時間が短くなると、食欲を増進するホルモン「グレリン」の分泌が増え、食欲を抑制するホルモン「レプチン」の分泌が減ります。また、高脂肪・高カロリーの食事を欲するようになります。



なぜ？ 活動量が減るから

睡眠不足は、活動的に動こうとする意欲を減退させます。運動不足につながるため、結果として消費されるエネルギーが少なくなり、余った分が体に蓄えられてしまいます。



なぜ？ 基礎代謝が下がるから

睡眠の質が悪いと成長ホルモンの分泌が減り、細胞の新陳代謝がうまく進みません。新陳代謝の低下は、基礎代謝の低下です。睡眠をおろそかにすると、知らないうちに太りやすい体になってしまいます。



特定健康診査・特定保健指導の実施方法について

特定健康診査・特定保健指導については、令和6年4月から6年間の第4期特定健康診査等実施計画に基づき実施しております。今年度は、特定健康診査受診率86%以上、特定保健指導実施率40%以上を目標としております。生活習慣病の発見と予防のために、無料で受けられる特定健康診査・特定保健指導をぜひご利用ください。



特定健康診査対象者について

組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者で、今年度40歳以上の方。
※妊産婦その他厚生労働大臣が定める者は対象者から除かれます。

特定健康診査の実施形態について

◆組合員の場合

- ①各所属所の事業主が行う健診と共済組合助成の特定健康診査補助事業
 - ②共済組合助成の人間ドックによる健診
- *右記のいずれか一つを受けることとなります。

*受診券は、発行いたしません。
*事業主健診対象外の短期組合員の方につきましては、特定健康診査受診券申請書を所属所経由で提出していただくことにより、特定健康診査受診券を交付いたします。

◆被扶養者と任意継続組合員（被扶養者を含む）の場合

- 共済組合から「特定健康診査受診券」を6月下旬頃に発行いたします。
 - ①日本人間ドック学会等の全国規模の集合契約・千葉県医師会等の集合契約に参加している医療機関による健診
 - ②共済組合助成の人間ドックによる健診
- *右記のいずれか一つを受けることとなります。

*①の受診方法により、「特定健康診査受診券」を使用して受診する場合、自己負担はありません。
③人間ドックまたは特定健康診査のうち、どちらか一方のみ助成を受けることができます。

健診結果について

◆事業主健診・集合契約（受診券）による健診の場合

- ①受診者へは、特定健康診査受診結果

通知表が届き、結果通知表のメタボリックシンドローム判定欄に「基準該当・予備群該当・非該当・判定不能」のいずれかが判定されます。

②共済組合では、法令によりこの健診結果データを組合員の場合は所属所から、被扶養者の場合は支払基金を通して受け取ります。

◆人間ドックによる健診の場合

- ①事業主健診・集合契約（受診券）による健診の場合と同じです。
- ②共済組合では、特定健康診査検査項目の健診結果データを健診実施機関から直接受け取ります。

特定保健指導の実施方法について

◆特定保健指導実施対象者の抽出

- 共済組合では、提供を受けた特定健康診査結果データを基に、リスクに応じて、①情報提供該当、②動機付け支援該当、③積極的支援該当の3つに階層化し、保健指導の対象者を決定します。なお、メタボリックシンドローム判定では該当しなかった方でも、BMIや喫煙歴により該当する場合があります。



ただし、保健指導は、必ずしも②または③に該当した方全員に対して行う必要はないとされていることから、共済組合の実施計画に基づいた人数で実施いたします。今年度は、②または③に該当した方々の40%以上について実施となるよう計画しています。

- 保健指導該当の抽出方法は、②または③に該当した方の中から、年齢・該当

の程度を考慮し、本人の同意のもとに決定します。

●組合員の方の特定保健指導は、各所属所を通じて共済組合と委託契約をした専門業者により受けていただきます。

●保健指導の初回面談につきましては、対面面談の他に、スマートフォン等のICTを用いた遠隔面談も選択いただけます。遠隔面談を希望の場合は、委託先から参加者の方に連絡をさせていただきます。初回面談の日時を決定します。その後、スマートフォン等のICTツールを用いて、特定保健指導の初回面談を実施していただきます。

●被扶養者と任意継続組合員（被扶養者含む）には、特定保健指導利用券を発行しますので、委託契約をした医療機関や専門業者による個別訪問または、スマートフォン等のICTを用いた遠隔面談にて受けていただきます。

●特定保健指導にかかる費用は、全額、共済組合が負担します。

保健指導終了者に係るインセンティブ事業について

●保健指導対象者となった方で、実施終了した方に、インセンティブとして直営施設で利用することができる「直営施設利用クーポン券」（1000円×5枚）を交付します。（オークラ千葉ホテル、黒潮荘、那須の森ウィレージの宿泊利用するとき、または、オークラ千葉ホテルを飲食のみで利用するときにご利用できます。）

●保健指導終了後、共済組合から終了者の方に直接クーポン券を送付します。

階層化された特定保健指導レベル



1 情報提供レベル
(生活習慣病のリスクが小さい方)

★特定保健指導の対象とはなりません。
対象者

●次の②と③以外の方すべての方が該当します。

2 動機付け支援レベル
(生活習慣病のリスクが比較的大きい方)

★特定保健指導の対象となります。
対象者

●生活習慣の改善が必要と判断された方で、生活習慣を変えるにあたり意思決定の支援が必要な人を対象とします。

支援内容

●自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組みを積極的に進めることができるようになることを目的として、医師、保健師または管理栄養士が支援し、行動目標を立てます。

●対象者への個別支援またはグループ支援により実施しますが、原則1回の支援で、支援後3カ月以降に設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたか、について評価を行います。

3 積極的支援レベル
(生活習慣病のリスクが大きい方)

★特定保健指導の対象となります。
対象者

●生活習慣の改善が特に必要と判断された方で、そのために専門職による継続できる細やかな支援が必要な方を対象とします。

支援内容

●自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組みを継続的に進めることができるようになることを目的として、医師、保健師または管理栄養士の面接・指導支援の下に、行動計画を立てます。

●対象者への個別支援、グループ支援、電話、メール、手紙等により、初回面接時に作成した行動計画が継続実施できるよう、積極的に3カ月以上の継続的な支援を行い、設定した行動計画が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたか、について評価を行います。

④

特定保健指導料金は高額となりますので、途中でやめると無駄になってしまうことから、特定保健指導実施対象者に選ばれた方はメタボリックシンドロームを克服する機会と受けとめ、必ず継続していただきますようお願いいたします。

特定保健指導対象者の階層化の方法

ステップ①

内臓脂肪蓄積リスクを判定

- (1) 腹囲…男性85cm以上、女性90cm以上
- (2) 腹囲…男性85cm未満、女性90cm未満でBMIが ≥ 25 以上
※BMI指数：肥満度の判定方法の一つ。体重(kg)÷身長(m)²

ステップ②

追加リスク

- (1) 血糖…空腹時血糖100mg/dl以上 または HbA1c (NGSP値) の場合5.6%以上
- (2) 脂質…中性脂肪150mg/dl以上 または HDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血圧…収縮期血圧130mmHg以上 または 拡張期血圧85mmHg以上
- (4) 喫煙歴…有無 (問診票で把握)

▼ステップ①、②をもとに階層化

ステップ①	ステップ②	対象
腹 囲	(1) 血糖 (2) 脂質 (3) 血圧	(4) 喫煙歴 40～64歳 65～74歳
男85cm以上 女90cm以上	2つ以上該当	積極的 支 援 動機付 け支援
	1つ該当	
上記以外 でBMIが 25以上	3つ該当	積極的 支 援 動機付 け支援
	2つ該当	
	1つ該当	

※糖尿病、高血圧または脂質異常症で薬剤治療中の方(問診票で把握)は除きます。
※65歳以上の方は、積極的支援の対象となった場合も動機付け支援になります。

基本的な健診の項目

すべての対象者が受診する項目です。

問診票		検査項目	
●服薬 ●既往歴 ●喫煙 など		身長・体重・BMI	
身体計測		腹 囲	
血 圧		収縮期/拡張期	
生化学検査	脂 質	中性脂肪	
		HDLコレステロール	
	肝 機 能	LDLコレステロールまたは Non-HDLコレステロール	
		AST (GOT)	
血 糖 検 査 (いずれかの実施で可)		ALT (GPT)	
尿 検 査		γ-GT (γ-GTP)	
		空腹時血糖	
		HbA1c	
		随時血糖	
		尿糖	
		尿たんぱく	

詳細な健診の項目

医師の判断に基づき、選択的に実施されます。

血液学検査		検査項目
貧血		ヘマトクリット
		血色素量 (ヘモグロビン)
		赤血球数
生 理 学 検 査		心電図
		眼底
		血清クレアチニン

健康管理講座 募集案内

忙しい日々の中で、健康への興味や感謝を忘れがちではありませんか？
この講座では、これからの人生も明るく・楽しく・豊かにお過ごしいただくための『健康』について最新情報をお伝えします。
ぜひ、この機会にご家族の皆さまとともに参加いただき、皆さまの健康管理にお役立てください。

女性のための健康づくり講座

「大切な自分のために知っておくこと」

女性のライフステージごとに変わる健康課題、女性ホルモンやストレスサインを知って、健康と美を手に入れましょう。午後からはアロマオイルを使ってアロマセラピー体験、骨盤底筋群トレーニングやフットケア、リンパマッサージなどを行います。



- **開催日時** 令和7年6月29日(日) 10:00~15:30
会場 オークラ千葉ホテル〔JR千葉みなと駅から徒歩5分〕
- **申込資格** 組合員及びその家族（16歳以上）
※女性に限ります。
- **募集人数** 40名（最低実施人数20名。申込多数の場合は、抽選とさせていただきます。）
- **受講料** 無料（昼食は当組合で用意します。）
- **申込方法** 4月以降に共済組合ホームページの申込専用ページ「各種申込フォーム」から健康管理講座の申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。
*傷害保険に加入するため、参加される方1名ずつのお申し込みをお願いします。
《フォームへ入力していただく必要事項》
①組合員等記号 ②組合員等番号 ③組合員氏名 ④受講者氏名 ⑤電話番号
⑥PCメールアドレス（携帯アドレスはメールが届かない場合があるため、PCアドレスをお願いします。） ⑦住所（保険に加入するために必要となります。）
- **申込締切日** 令和7年4月30日(水)
- **その他** 受講者決定後、「受講の案内」を申込フォームに入力いただいたメールアドレスに送信いたします。
※当日は運動がありますので、着替えや運動靴等が必要になります。



申込専用ページ



お問い合わせ先 福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

「施設利用券(宿泊)」、「遊園施設入園券」、「リフレッシュ契約施設共通割引利用券」及び「保健施設利用券」

ご使用の際の注意事項について

楽しく充実した休日をお過ごしいただくために、正しい使用方法をお守りのうえ、ご利用ください。各券の使用方法は次のとおりです。

オークラ千葉ホテル・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ千葉県市町村職員共済組合直営施設利用券(鶯色)

利用範囲

- (1) 会館利用助成金及び保養所・保健センター利用助成金の対象者
 ①組合員、任意継続組合員 ②組合員、任意継続組合員の被扶養者 ③被扶養者でない配偶者(内縁の配偶者を含む)並びに2親等以内の親族(下記続柄のとおり)
- ・父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹
 - ・義理の父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹
- 及びその配偶者
- (2) 県互助会助成金の対象者
 ※千葉県市町村職員互助会の助成金です。
 千葉県市町村職員互助会の①会員 ②会員の被扶養者 ③被扶養者でない配偶者(内縁の配偶者を含む)並びに2親等以内の親族(上記(1)の続柄のとおり)
- 上記(1)及び(2)の助成金については、交付対象者以外の方が誤ってご使用になられた場合、助成金を返還していただきますのでお取り扱いには十分ご注意ください。

助成金額

- ・オークラ千葉ホテル 会館利用助成金 6,000円(県互助会助成金500円)
- ・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ
 1. 1泊2食付の場合 保養所・保健センター利用助成金 6,500円(県互助会助成金1,000円)
 2. 素泊り及び1泊朝食付の場合 保養所・保健センター利用助成金 2,500円(県互助会助成金500円)
 3. 那須の森ヴィレッジのキャンプサイト1サイト1泊の場合 保養所・保健センター利用助成金 2,500円(県互助会助成金500円)



- 利用券は、1人1泊につき1枚ご使用いただけます。
 ※キャンプサイトについては、1サイト1泊につき代表者が、1枚ご使用いただけます。

その他

- 券面必要事項はすべてご記入のうえ、施設フロントにご提出ください。未記入箇所のある利用券は受理できません。
- 利用券をご使用の際は、各種資格確認書類等を持参のうえ、チェックイン時にフロントへ提示してください。
- 利用者が組合員の場合
 記号番号の確認できる「組合員証(保険証)」、「後期高齢者等組合員証明書」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」、「マイナポータル」
- 利用者が被扶養者の場合
 記号番号の確認できる「被扶養者証(保険証)」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」、「マイナポータル」
- 扶養でない2親等以内の親族の場合
 本人確認できる自身の保険証、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」、「マイナポータル」、「免許証」等
- ※利用券に組合員の「記号・番号」の記載が必ず必要になりますので、組合員以外の方のみでの利用の場合等につきましては事前にご確認のうえ、ご利用ください。
 ※マイナンバーカードは、提示不可となります。
 ※「組合員証(保険証)」、「被扶養者証(保険証)」、「2親等以内の親族の自身の保険証」は、令和7年12月1日までとなります。
- 旅行会社発行のクーポン券等との併用はできませんのでご注意ください。

千葉県市町村職員共済組合契約施設利用券(藤色)

利用範囲

- 組合員及びその被扶養者(組合員証、後期高齢者等組合員証明書または被扶養者証をお持ちの方)のみご利用いただけます。
 ※組合員証、後期高齢者等組合員証明書または被扶養者証を持っていない家族は対象外です。
- 助成金交付対象外の方が誤ってご使用になられた場合には、助成金を返還していただきますのでお取り扱いには十分ご注意ください。また、利用券の記載内容が事実と異なる場合も助成金を返還していただきます。

契約料金

- 別冊の一覧に記載の契約料金は、「契約施設利用券」及び「遊園施設入園券」をご使用になった場合に限り適用になります。
- 宿泊料金は、利用日や利用人数等の条件によって異なる場合がありますので、ご予約の際に必ずご確認ください。また、ご予約時には「契約施設利用券」をご使用になる旨をお伝えください。

助成金額

- 「契約施設利用券」の助成金額は2,500円で、1人1泊につき1枚ご使用いただけます(1人1泊の利用料金が2,500円に満たない場合は、使用できません)。

遊園施設入園券(やまぶき色・縦長)

その他

- 券面必要事項はすべてご記入のうえ、施設窓口にご提出ください。未記入箇所のある利用券は受理できません。
- 利用券をご使用の際は、必ず記号番号の確認できる「組合員証(保険証)」、「後期高齢者等組合員証明書」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」、「マイナポータル」、または「被扶養者証(保険証)」をお持ちください。
- 「リフレッシュ契約施設共通割引利用券」では宿泊施設及び遊園施設での助成金控除の対象となりませんので、お間違いのないようご注意ください。
- 各市町村及び一部事務組合が契約施設の借り上げを行った際には、当組合発行の「契約施設利用券」をお使いいただくことはできません。
 ※「組合員証(保険証)」、「被扶養者証(保険証)」は、令和7年12月1日までとなります。
- 旅行会社発行のクーポン券等との併用はできませんのでご注意ください。

リフレッシュ契約施設共通割引利用券(オレンジ色)

利用範囲

- 組合員及びその家族(同居、別居を問いません)

その他

- 券面必要事項をすべてご記入のうえ、利用施設へ提出してください。

保健施設利用券(スパ・スカイビュー)(りんどう色)

- 利用範囲が組合員及びその家族となるのは、「リフレッシュ契約施設共通割引利用券」と「保健施設利用券」のみですので、ご注意ください。

お問い合わせ先 福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

令和7年度も

オークラ千葉ホテル・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ 利用助成金に特別加算(2,000円)を行います!

特!
2,000円

～直営施設（オークラ千葉ホテル・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ）の利用がお得です!!～

令和6年度に引き続き令和7年度も「オークラ千葉ホテル」、「黒潮荘（1泊2食付）」、「那須の森ヴィレッジ（1泊2食付）」の利用助成金に特別加算（2,000円）を行います。

なお、黒潮荘・那須の森ヴィレッジの宿泊者のうち、素泊り、1泊朝食付、及び那須の森ヴィレッジのキャンプサイトご利用時の利用助成金（2,500円）と、ゴルフパックご利用時の利用助成金（6,700円）は、現行のとおりとなります。

また、千葉県市町村職員互助会加入者は、「保養所等助成金（オークラ千葉ホテル500円、黒潮荘・那須の森ヴィレッジ1,000円）」が併せて適用されます。

▼助成金 比較表

施設名	直営施設 利用助成金 (従前額)	特別加算	直営施設 利用助成金 (特別加算後)
オークラ千葉ホテル	4,000円	2,000円	6,000円
黒潮荘	4,500円	2,000円	6,500円
那須の森ヴィレッジ	4,500円	2,000円	6,500円

助成金の従前・現行の比較については、上記の表をご覧ください。

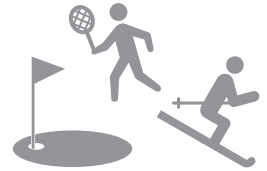
お得に直営施設をご利用いただける機会に、ぜひご宿泊ください。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

令和7年度

厚生事業予定のご案内



令和7年度は、下記の事業を実施する予定です。初めての方もお気軽にご応募いただき一人でも多くの組合員の皆さまにご参加いただきますよう、お待ちしております。

事業内容	実施予定日	開催予定場所	募集予定人員	共済だより掲載号
テニス教室（1回目）	4/12(土)～13日(日)	那須の森ヴィレッジ	16名	令和7年2月号掲載
ゴルフ大会（1回目）	5/28(水)	浜野ゴルフクラブ	120名	4月号
トレッキング教室（1回目）	6/1(日)～2日(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
メンタルヘルス教室（1回目）	6/14(土)	オンライン講座	300名	"
女性講座	6/29(日)	オークラ千葉ホテル	40名	"
知ってなるほど健康づくり	7/27(日)	オークラ千葉ホテル	40名	6月号
介護講座（1回目）	8/3(日)	オークラ千葉ホテル	40名	"
介護講座（2回目）	8/24(日)	オークラ千葉ホテル	40名	"
ゴルフ大会（2回目）	8/27(水)	浜野ゴルフクラブ	120名	"
介護講座（3回目）	8/30(土)	オークラ千葉ホテル	40名	"
メンタルヘルス教室（2回目）	9/6(土)	オンライン講座	300名	"
カヌー教室	9/7(日)～8(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
アウトドアキャンプ教室	9/28(日)～29(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	8月号
トレッキング教室（2回目）	10/5(日)～6(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
健康管理講座（血糖値編）	10/5(日)	オークラ千葉ホテル	40名	"
ライフスタイル改善術	10/18(土)	オークラ千葉ホテル	40名	"
テニス教室（2回目）	11/15(土)～16(日)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
メンタルヘルス教室（3回目）	12/6(土)	オンライン講座	300名	10月号
親子スキー教室（1回目）	令和8年2/27(金)～3/1(日)	軽井沢プリンスホテル	40名	"
テニス教室（3回目）	令和8年3月上旬	黒潮荘	24名	12月号
親子スキー教室（2回目）	令和8年3/13(金)～15(日)	軽井沢プリンスホテル	40名	10月号

※ 日程等は、天災地変や社会的状況等により、変更もしくは中止になることがあります。

※ 応募者多数の場合は、抽選になります。

※ 事業の詳細は、その都度『共済だより』に掲載（上表右欄参照）します。

ゴルフ大会開催のお知らせ!



共済組合では、組合員の皆さまのスポーツを通じた健康づくりと余暇の活用を目的とした、ゴルフ大会を開催します。

今年度も、比類なき風格と趣を兼ね備えたゴルフコース、「浜野ゴルフクラブ」にて大会を2回開催いたします。

今回は、1回目の大会について下記のとおり募集しますが、2回目の大会も、上位入賞者に直営施設のペア宿泊券や施設割引券など賞品を用意しますので、奮ってご応募ください。



1 参加資格

組合員及びその被扶養者（15歳以上（中学生を除く））とします（男女を問いません）。

2 開催内容

(1) 開催日及び開催場所

令和7年5月28日(水)

浜野ゴルフクラブ

午前8時21分スタート～

千葉県市原市永吉937

TEL 0436(52)3111

(2) 募集人数

120名(30組)

(3) 大会の内容

ア スタート表については、当組合が作成します。

イ プレー後、表彰式等はいりません。成績表は後日代表者宛てに参加人数分送付いたします。また、賞品についても成績表と合わせて代表者に送付いたします。

ウ ゴルフ大会は、現地集合・現地解散となります。

エ 当日は、天候等の状況により開催を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

オ 代理参加は認めません。都合により参加できない場合は、すみやかに当組合までご連絡ください。



3 募集期間及び申込方法

オンライン申込のみ

4月以降に共済組合のホームページに掲載されるゴルフ大会の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。
申込期限は、令和7年4月30日23時59分です。

また、1回の申込は4名様までのご応募とさせていただきます。

*代表者を入れ替えての複数応募は、ご遠慮ください。
*参加者の決定は抽選とし、結果については、後日代表者に通知します。

また、1人でも多くの方にご参加いただき、直前でキャンセルされる方を減らすため、当選されたら参加が確実な方のご応募をお待ちしています。
なお、抽選結果に関する照会をご遠慮ください。



4 参加者負担金

1名様 現金 8,000円

*負担金には、1Rキャディ付プレー、昼食代（ランチ及び1ドリンク付き）、プレー終了後飲み物代（1ドリンク分）、練習ボール（1コイン）、ゴルフ場利用税、消費税が含まれています（売店利用代、追加料理等については、各自精算となります。）

5 上位者賞品

1位……………直営施設（那須の森ヴィレツジ・黒潮荘）
ペア宿泊券

2位、3位……………直営施設利用券 5,000円

4位、5位……………直営施設利用券 3,000円

6位～8位……………オークラ千葉ホテル10F
スパ・スカイビュー無料招待券2枚

〈個人情報の利用目的〉

お申し込みいただいた個人情報は、ゴルフ大会運営における以下の目的に利用し、その他の目的には一切利用いたしません。

1. 申し込み確認と参加者名簿を作成するため 2. ゴルフ場への利用登録のため 3. その他、ゴルフ大会を円滑に運営するため

貯金事業からのお知らせ

「貯金利息計算書（決算）」を送付します

令和6年10月から令和7年3月までの利息を3月31日付で、元金に繰り入れましたのでお知らせします。
利息繰入れ後の残高が預入れ限度額の3,000万円を超えた方は、超えた額の払戻し手続きを行ってください（限度額を超えた額には、利息は付きません）。

『貯金利息計算書（決算）』は、4月末に各所属所の共済事務担当課（任意継続組合員の方はご本人宛て）に送付する予定です。

『貯金利息計算書』の再発行は原則できませんので、大切に保管してください。



《今年度の支払利率は年利1.9%です》

本年4月以降も、引き続き年利1.9%となります。

なお、預入れ・払戻し等は次のとおり決められていますので、ご協力をお願いします。

◆預入れ（任意継続組合員を除く）

- 定額積立は、給与（手取額）の範囲内で月1回です。
- 臨時積立は、期末勤勉手当（手取額）の範囲内で6月又は7月及び12月のそれぞれ1回です
- 預入れ限度額は、3,000万円です。
※限度額超過者は、6月及び11月に所属所の共済事務担当課を経由し、該当組合員へ通知をしておりますので、超えた額についてはすみやかに払戻し手続きを行ってください。また、定額積立をしている方は、中断の手続きを行ってください。

◆払戻し

- 1回の払戻しにつき、複数の「貯金一部・解約払戻請求書」は受付できませんので、ご注意ください。
- 払戻日は、毎月28日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）（12月は最終開庁日の前営業日）です。
- 共済組合締切日は、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）です。

- 払戻日・共済組合締切日は、偶数月及び1月発行の『共済だより』でお知らせしておりますので、確認をお願いします。
※組合員の方は、提出期限を所属所の共済事務担当課にご確認のうえ、余裕をもって担当課に提出してください。
※任意継続組合員の方は、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに共済組合に必着です。

◆「貯金一部・解約払戻請求書」を作成する際の注意事項

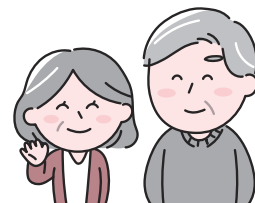
- 請求金額の訂正・重ね書きはしないこと。
- 誤った組合員等記号番号及び貯金者番号を記入しないこと。
資格情報通知書や「貯金利息計算書（決算）」でご確認ください。
- 不鮮明であったり、欠けた印鑑での押印をしないこと。
- 鉛筆や消せるボールペンでの記入をしないこと。
- 任意継続組合員の方は、必ず届出印を押印すること。

お問い合わせ先 福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

市町村職員年金者連盟のご案内

市町村職員年金者連盟は各都道府県において組織されており、半世紀以上にわたり市町村職員共済組合組合員の皆さまの退職後の生活の応援と年金制度改善に向けた取り組みを行っている団体です。

千葉県市町村職員年金者連盟は、全国市町村職員共済組合連合会の年金受給資格を有する方（※1）の他、市町村・一部事務組合を退職（※2）された60歳以上の方が加入いただけます。



※1 千葉県市町村職員共済組合が所轄する方に限ります。退職等年金給付のみの受給資格を有する方を除く。

※2 組合員期間が「短期組合員」または「後期高齢者短期組合員」だけの方はご加入いただけません。

各種事業は当連盟ホームページをご覧ください

<http://www.chiba-munic-nenkinren.jp>



ちょっと覗いて
みてください



退職後のセカンドライフの中にぜひ年金者連盟をお加えください。～みんな入ろう年金者連盟～

お問い合わせ先 千葉県市町村職員年金者連盟 TEL 043(248)1059（月～金（祝祭日を除く）9:00～16:00）

令和7年度 契約施設のお知らせ

新規契約医療機関のお知らせ

令和7年度から、下記の医療機関が契約検査医療機関となりましたのでお知らせいたします。

●京葉地区

医療機関名	所在地
千葉診療所	千葉県千葉市中央区院内1-8-12

●北総地区

医療機関名	所在地
四街道徳洲会病院	千葉県四街道市吉岡1830-1

●東京地区

医療機関名	所在地
IMS Me-Lifeクリニック渋谷	東京都渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田10F

契約満了医療機関のお知らせ

下記の契約検査医療機関については、令和6年度で契約満了となります。

令和7年度においては助成を受けることができませんのでご注意ください。

●東京地区

医療機関名	所在地
メディカルチェックスタジオ 新宿クリニック	東京都新宿区新宿3-5-6 キューブプラザ新宿三丁目2階

施設名変更のお知らせ

下記の検査医療機関については、医療機関名が変更となりましたのでお知らせします。

●東葛地区

変更前医療機関名	变更后医療機関名
小張総合病院	野田総合病院 ^(※)

※所在地、連絡先、検査項目及び費用については変更ありません。

新規契約施設のお知らせ

令和7年度から、次の施設が契約施設となりましたのでお知らせいたします。

※詳細については、別冊「令和7年度契約施設一覧」をご参照ください。

●宿泊施設

所在地		施設名	電話番号
千葉県	館山	海の湯宿 花しぶき	0470(29)0236
		百年古民家 オーヴェルジュ李の音	0470(28)5567

●遊園施設

所在地		施設名	電話番号
千葉県	富津市	高宕山自然動物園	0439(68)0923
	勝浦市	e d e n	0470(64)6377

契約満了施設のお知らせ

皆様にご利用いただきました次の契約施設は令和7年3月31日をもって、契約期間満了となりました。

令和7年4月1日以降は、利用券は使用できませんのでご注意ください。

●宿泊施設

所在地		施設名
宮城県	松島	ホテル海風土
福島県	猪苗代	ホワイトペンション
		ホテルプルミエール箕輪
	福島市	飯坂ホテルジュラク
長野県	菅平	ロッジがらん洞
静岡県	伊東	ホテル伊東ガーデン



自動車ローン（物資供給事業）をぜひご利用ください

利 率 年利1.39%（令和7年4月1日現在）
※利率は、変動する場合があります。

借入金額 最大**300万円**（10万円以上1万円単位）
※普通貸付（年利1.26%、最大200万円）と併用で
最大**500万円**まで借入可能。

償還期間 最大10年（120回まで）

使用できる店舗 共済組合が契約している店舗（特約店）

ご利用方法 お勤め先の共済事務担当課で発行した物資購入票を
特約店へ持参していただくことでご利用いただけます。

※会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方は、利用に制限がありますので、ご注意ください。



お問い合わせ先 福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

詳細は、共済組合ホームページをご覧ください。



共済組合からのお知らせ

組合会ニュース

第208回組合会が、去る3月4日午後1時から、オークラ千葉ホテル2階「プリストル」において開催されました。

議題は、令和6年度変更事業計画及び予算（第1次）、令和7年度事業計画及び予算、定款の一部変更及び諸規則の一部改正等であり、各議題とも慎重に審議が行われた結果、原案のとおり議決されました。組合会に上程された議案は、次のとおりです。

議案第1号 令和6年度変更事業計画及び予算（第1次）について

議案第2号 令和7年度事業計画及び予算について

議案第3号 千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について

議案第4号 千葉県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

議案第5号 千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

議案第6号 千葉県市町村職員共済組合貯金規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について

メンタルヘルス相談室

臨床心理士を中心とした専門職が、あなたのお悩みに親身にお応えします。ご相談は当組合専用の電話・面談またはWEBにより対応しております。また、守秘義務に則りプライバシーの保護を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

こんなとき、すぐにご相談ください

- ・将来に不安を感じ気分が落ち込んでいる。
- ・職場の人間関係で悩んでいる。
- ・ストレスによる無気力や不眠に悩まされている。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・家族の病気のことで悩んでいる。
- ・配偶者との関係がうまくいかない。

① 電話カウンセリング

② 面接カウンセリング予約受付

- ・月曜日～金曜日 9:00～21:00
- ・土曜日 10:00～18:00
- （日・祝日、1月1日～3日は休み）



☎ 0120 (765) 232

※携帯電話からもご利用いただけます。

WEB相談

当組合ホームページのトップ画面にある「みんなの家庭の医学」のバナー、もしくは<https://kateinoigaku.jp/>からアクセスしてください。

団体コード(保険者番号)：32120412

税務・法律相談のご案内

～お気軽にご相談ください～

共済組合では、毎月1回、税務・法律に関する相談室（無料）を開設しています。開始時刻は原則として午前中で、申込受付順となります。

相談をご希望の方は、各所属所の共済事務担当課に備え付けの「相談申込書」または任意の書式に**必要事項（下記）**をご記入のうえ、開設日の**15日前まで（必着）**に下記宛てへ**親展**でご送付ください。

※以降のお申し込みは、次回の相談日になりますので、ご了承ください。

※相談内容はできるだけ詳しくご記入ください。

必要事項

- | | |
|--------------|----------------|
| ①所属所名及び所属部署名 | ⑥自宅電話番号 |
| ②組合員氏名 | ⑦勤務先電話番号 |
| ③組合員証記号・番号 | ⑧日中、連絡のとれる電話番号 |
| ④自宅住所 | ⑨相談希望日 |
| | ⑩相談内容 |

税務・法律相談お申し込み・お問い合わせ先

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉県市町村職員共済組合 福祉課厚生係

TEL 043(248)1114 (福祉課厚生係直通)

5月・6月の相談室開設日

税務相談室 税理士 青木 幸弘 (あおき ゆきひろ)
5月13日(火)、6月10日(火)

法律相談室 弁護士 河邊 義範 (かわべ よしのり)
5月14日(水)、6月11日(水)

給付金送金日のご案内

4月28日(月)、5月28日(水)、6月27日(金)

※給付金請求書の締切日については、各担当課へお問い合わせください。

共済貯金の払戻日のご案内

4月28日(月)、5月28日(水)、6月27日(金)

※払戻・解約請求書の締切日は、組合員の方については各所属所により異なりますので、お勤め先の共済事務担当課へお問い合わせください。

任意継続組合員の方については、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに共済組合に必着です。

4月1日現在の利率は1.9%（税引き後1.514015%）です。

任意継続組合員の皆さまへ

4月は5月分の掛金、5月は6月分の掛金の払戻月です。月内に必ず納入されますようお願いいたします。また、口座振替の方は5月分の振替日が4月28日、6月分の振替日が5月26日となりますので、残高不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

組合の概況（令和7年2月末現在）

①団体数	市	37
	町村	17
	一部事務組合等	47
	計	101
②組合員数	男	37,265人
	女	40,900人
	計	78,165人
③被扶養者数		46,113人
④任意継続組合員数		1,420人

退職等年金給付

給付算定基礎額残高通知書をお届けします

令和6年4月から令和7年3月までの「給付算定基礎額」に関する情報を圧着はがきでお知らせいたします。

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

この退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、将来年金を受給する際に必要な原資を、保険料で積み立てる「積立方式」による給付となります。

組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が年金原資となります。

このように積み立てられた給付算定基礎額について、毎年1回（6月）「給付算定基礎額残高通知書」としてお知らせしております。

(1) 通知内容

- ① 標準報酬月額（期末手当等の額を含む）
- ② 付与額
- ③ 利息
- ④ 給付算定基礎額
- ⑤ 付与率
- ⑥ 基準利率

(2) 送付対象者

組合員（短期組合員を除く）及び年金待機者

※年金待機者については新たな掛金の納付がないため、退職時のほか35歳・45歳・59歳・63歳に通知いたします。

(3) 退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要等について

退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、「全国市町村職員共済組合連合会ホームページ」（<https://ssl.shichousonren.or.jp/>）をご覧ください。



お問い合わせ先

組合員
(短期組合員を除く)

年金課 年金係 審査係 (直通) TEL 043(248)1117

オークラ千葉ホテル 展望浴室 スパ・スカイビュー



バスタオル、フェイスタオル付きのため、手ぶらでご利用いただけます。ゆったりと広い湯船につかりながら、日々の疲れを心ゆくまで癒してください。

スパ
利用案内

- 場所：本館10階
- 時間：15：00～23：00（最終入場22：30）
- 料金：日帰りの方（組合員及びそのご家族）
お一人様…500円(税込) / ご宿泊の方…無料

※ 日帰りでご利用の際は、保健施設利用券をお持ちください。

ご予約好評受付中!

早めのご予約がお得です

4月5日(土)からオープン

那須の森ヴィレッジでは、今年度も引き続き、「どこよりも安心できる皆さまのための施設」として、組合員の皆さまが安心・安全にご利用いただける施設運営に努めてまいります。

今後も、那須の森ヴィレッジは、組合員の皆さまに旬のおいしい料理と温泉で心身ともに「くつろぎ、やすらぎ」の時間をお過ごしいただけるよう、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

遊園施設利用助成金の対象となっている各種体験型プログラムの活動拠点等としても是非ご利用ください。その他、お得な割引プラン等もご用意し、皆さまのご利用をスタッフ一同心よりお待ちしております。

バリエーション豊富なお得プラン 夏期間前まで

今年度も各種お得なサービスプランを豊富にご用意しております。

特!
2,000円

令和7年度も直営施設助成金に特別加算(2,000円)が加わりお得にお泊まりいただけます!



〈和食会席〉



〈洋食〉

●和食会席プラン

1泊2食付 7,200円~

旬の食材と地のものにこだわった和食会席!

●焼肉プラン

1泊2食付 7,200円~

ファミリーに人気のプラン。ボリューム満点!

●那須高原和牛ステーキプラン

1泊2食付 8,900円~

地元のブランド牛「那須高原和牛」のサーロインを使用したステーキがメインのカジュアルコース!

●洋食プラン

1泊2食付 8,900円~

メインのお肉とお魚の両方が楽しめる、洋食フルコース料理!

●季節の特選和会席プラン

1泊2食付 10,700円~

厳選された地元食材を使用した季節感あふれる特選料理!



〈特選和会席〉

※写真はイメージです。

※掲載料金は、県互助会を含む助成金及び特別加算(2,000円)控除後の金額となります。

※1泊2食、消費税、奉仕料、入湯税を含みます。

※繁忙期は、1,210円が加算されます。

那須の森ヴィレッジのお得な割引特典!!

1 早めのご予約がお得! 早割りキャンペーン!!

月曜～木曜日限定(祝前日、夏期期間7/12～8/31を除く)で1人1泊ごとに下記金額が宿泊料から割引となります。

名称	対象期間 (ご利用月を含めた月数)	大人割引額
早割り5	6カ月前から5カ月前のご予約	1,000円
早割り3	4カ月前から3カ月前のご予約	500円

2 60歳以上の方が一緒にお得! シルバー割引!!

日曜～金曜日限定(祝前日、夏期期間を除く)で60歳以上の方が宿泊される場合、シルバー割引としてグループ全員の大人の宿泊料から500円割引となります。

3 日曜日の宿泊がお得! 学校行事振替休日キャンペーン!!

日曜日(祝前日、夏期期間を除く)にご宿泊のお子様(小学生以下)の宿泊料が無料!

さらに、上記の割引との併用が可能な平日連泊でのご利用がおすすめです!

日～木曜日での宿泊がお得! 平日割引プラン
(祝前日、夏期期間7/12～8/31を除く)

●平日割: 宿泊料金から大人1名様ご1泊につき500円割引いたします。

※夏期期間前(7/11)までの平日が対象となります。

●平日連泊割: 3泊以上の場合、さらに宿泊料金から10%割引いたします。

⇒平日割ご利用で、

なんと大人1名様6,700円からのご利用が可能です!!

かも・なすWキャンペーンにつきましては、3頁「黒潮荘つうしん」をご参照ください。

キャンプ場ご利用方法のご案内

1 開設期間

令和7年4月26日(土)～9月30日(火)まで

※今年度は上記期間中の祝前日、夏期期間についても開設いたします。

2 利用料金等

フリーテントサイト使用料……1,400円(1サイト・1泊)
(助成金控除後、フロントで代表者の方が助成券をご提出ください)
*フリーテントサイトサイズ……縦5.4m×横3.6m、砂利敷
*前記料金他に、別途、入湯税等を申し受けます。(中学生以上の方)

3 利用時間

到着日の午後3時から出発日の午前10時まで

高原キャンプで、風と光を感じ、
星空を見上げてみませんか?

4 キャンプ場ご利用のお申し込み

●申込方法

下記連絡先へお電話でご連絡ください。

※インターネットによるお申し込みはできませんのでご注意ください。

●ご利用日及び受付開始日

キャンプ場ご利用日	受付開始日
4月26日から6月30日	予約受付中
7月1日から7月31日	4月1日(火)9時～
8月1日から8月31日	5月1日(木)9時～
9月1日から9月30日	6月1日(日)9時～

令和7年度も、平日ご連泊者(2泊以上)※さま限定で「多目的運動場」と「キャンプ場」の無料開放サービス(先着受付順)を実施します! ご予約時にお申し付けください。※キャンプ場のご利用者さまを除きます。



テニス(1面)やフットサル(全面)などにご利用いただけます。
テニスラケットやテニスボール、また、サッカーボールやピンスなども無料でご利用いただけます。
2時間※混雑時は1時間のご利用とさせていただきます。



野外バーベキュー(持ち込みOK)などにご利用ください。
上記キャンプ場開設期間でのご利用とさせていただきます。

春の那須高原は魅力がいっぱい!

体験型プログラムのアクティビティ等が、当組合「遊園施設利用助成金」の対象となっていますので、ぜひご利用ください。詳しくは施設ホームページをご参照ください。



夏期期間のお申し込み

夏期期間キャンセル待ち申込受付のご案内

※お電話によるお申し込みのみとなります。

令和7年3月1日から夏期期間のキャンセル待ちを受け付けております。お日にちにより、空室もございますので、お早めにお申し込みください。

夏期利用申込はがきの結果通知は捨てないでください!!

4月5日から7月11日までの期間に那須の森ヴィレッジをご利用される時は、夏期利用申込はがきをご持参ください。サービス券や追加料理が当たるくじ引きに参加できます。
(当選・落選問わず、抽選後のはがきが対象となります。)

直営施設利用券のご案内

直営施設利用券は、2親等の方までご利用いただけます。使用の際は、チェックイン時に必ず組合員証または被扶養者証、資格確認書、マイナポータル等の記号番号が確認できるもの、ご加入の健康保険証をご提示ください。
※組合員証、被扶養者証は令和7年12月1日までとなります。

Gateway for Nature Activity



お問い合わせ・お申し込み

那須の森ヴィレッジ(直通)

TEL 0287(78)1636

※平日・休日も午前9時から午後5時までのご案内となります。

詳しくは、お電話またはホームページをご覧ください。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637

那須の森ヴィレッジ

検索



GWランチ&ディナーbuffe

クーポン ランチタイム ディナータイム

目の前で仕上げる“炎の演出 チェリージュビレ”が登場！GWはちょっとリッチでお得なbuffeで過ごしませんか。

5月3日(土・祝)～5月6日(火・休)

ランチタイム 11:30～15:00 (最終入店 14:00)

5月3日(土・祝)～5月5日(月・祝)

ディナータイム 17:00～20:30 (最終入店 19:30)

組合員様特別料金

大人 4,500円 (一般5,500円)

シニア 4,000円 (一般5,000円)

小学生 2,125円

4歳以上の幼児 1,275円

*シニア(65歳以上) 料金のご利用には年齢証明が必要です。



イタリアンbuffe

～4月25日(金)の平日

クーポン ランチタイム

フリッタータやミルファンティ、パスタやピッツアを食べて、“美食の国”イタリア気分を満喫!? Buono♪

組合員様特別料金

大人 2,000円 (一般2,600円)

小学生 1,600円 4歳以上の幼児 1,000円

お問い合わせ・ご予約 レストラン「セブンシーズ」 TEL 043 (248) 1128 朝食タイム 7:00～9:30 ランチタイム 11:30～14:00 ディナータイム 17:00～21:00

チャペルコンサート

ご予約制 自由席

トランペットの壮大で輝かしい音色をオルガンのどこか懐かしく優しい音色が包み込む…

Chapel Concert

音楽を極めた2人のプロアーティストが贈るスペシャルプログラム
トランペットとオルガンによる“心”に残る映画・テレビ音楽の調べ

日時：5月29日(木) 開演 13:30 (受付・開場 13:00～)

場所：オークラ千葉ホテル 南館6階

チャペル Tivoli - ティボリー

組合員様特別料金

お一人様 2,000円 (一般2,500円)

奏者：Trumpeter 中島 愛実 Pianist 青木 智哉



お問い合わせ・ご予約 営業企画課 TEL 043 (248) 1302 平日 10:00～18:00

※すべてのメニューは入荷状況により、食材が変更となる場合がございます。※すべてお一人様料金です。 ※クーポンのご利用はページ下部のクーポンをご持参ください。

「One Harmony」 会員にご登録ください！



One Harmonyにご入会のお客様は、レストランのご利用料金から10%割引いたします(クーポンとの併用はいただけません)。下図QRコード、もしくは当ホテルのフロントカウンターなどでご入会いただけます。

お問い合わせ TEL 043(248)1111 (フロント)



レストラン「セブンシーズ」組合員様限定クーポン

※上記クーポン表記のあるプランのみ割引対象とさせていただきます。
※組合員様が一括でお会計いただきました場合、一括の旨様全員を同様の割引対象とさせていただきます。
※ご予約の際に、本券ご利用の旨をお申し出ください。
※ご注文の際に、組合員等資格確認書類と本券を必ずご提示ください。
※他の割引券等の併用はできません。

5月 GWランチ&ディナーbuffe

組合員様特別料金

大人 4,500円
シニア 4,000円

一般料金より 1,000円 OFF!!

有効期限：5月3日(土・祝)～5月6日(火・休) ディナータイムは5日(月・祝)まで

4月 イタリアンbuffe

組合員様特別料金

大人 2,000円 (一般2,600円)

一般料金より 600円 OFF!!

有効期限：4月1日(火)～4月25日(金)

組合員様だけがご利用いただける専用ページからのご予約等で、おトクがいっぱい！

オークラ千葉ホテル 検索

千葉県市町村職員共済組合 組合員の皆様へ

ID okura パスワード chiba



部屋タイプはホテルお任せ 日頃の感謝を込めたthank youプラン



好評につき
期間延長
決定!

朝食付き
得々39プラン



4月1日(火)～2026年3月31日(火) 日曜日～木曜日のご宿泊分まで
※金・土曜日・祝前日および、2025年12月26日(金)～2026年1月5日(月)は除く

助成金控除後料金 **お一人様 1泊 3,900円～*1** *1 助成券控除額によっては、お客様負担額が異なる場合がございます。

[プランに含まれるもの]

1名様1泊分のご宿泊代 / スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用 / レストラン「セブンス」での朝食 / 消費税・サービス料

レストランで気軽に夕食を
満喫したい方

夕食付きプランはこちら

和宴会場の個室で
旅館気分を味わいたい方

和洋選べる1泊2食付き 満喫宿泊プラン

日本料理・西洋料理の夕食からお選びいただけるプランです。

4月1日(火)～5月31日(土)

※4月29日(火・祝)～5月6日(火・休)は除く

お一人様(1泊1名1室利用) **7,900円～*2**

お二人様(1泊2名1室利用) **15,800円～*2**



[プランに含まれるもの]

1泊分の宿泊室料 / スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用
レストラン「セブンス」での夕・朝食 / 消費税・サービス料

ホテルで旅館気分♪ 1泊2食付きご宴会プラン

お仲間との楽しいご夕食のひとつきを、完全個室の和宴会場で
お召し上がりいただけるプランです。

4月1日(火)～2026年3月31日(火)のご宿泊分まで
【10日前までのご予約制 / 6名様より】

お一人様 **10,400円～*2**

※お飲み物代は別途追加となります。フリードリンク(2時間)お一人様 2,000円～



[プランに含まれるもの]

1泊分の宿泊室料 / スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用
和宴会場での夕食 / レストラン「セブンス」での朝食 / 消費税・サービス料

*2 組合員助成券控除後の料金となります。また、助成券控除額によってはお客様負担額が異なる場合がございます。
金・土曜日・祝前日および、2025年12月26日(金)～2026年1月5日(月)にご利用の場合は、お客様負担額が異なります。



最上階の温浴施設
「スパ・スカイビュー」

ゆったりと広い浴槽、
ジェットバスやサウナもございます。

営業時間:15:00～23:00
(最終受付 22:30)

※画像はすべてイメージです。

オークラ千葉ホテル

お問い合わせ・ご予約 **TEL043-248-1111**

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3 千葉みなと駅より徒歩5分

Special Fair

4/13SUN 5/18SUN

【1部】10:00～【2部】12:10～

和洋中フルコース無料試食会
(予約制・新郎新婦無料、同行者1名 5,000円)

チャペル模擬挙式&アフターセレモニー体験
パーティー会場見学
プランナー相談会

組員様限定スペシャル特典と併用できるフェア限定特典あり!



組員様限定スペシャル特典

- *新郎新婦 衣裳 50%OFF
- *フリードリンク 1グレードUPサービス
- *メインテーブルフラワー 30%OFF
- *ゲストテーブルフラワー 30%OFF
- *スナップ写真 15%OFF
- *VTR撮影 15%OFF
- *送迎バス利用 助成 1台90%(最大120,000円)
- *新郎新婦 宿泊 プレゼント(1泊朝食付き)
- *宿泊 助成(組員ご本人様より2親等以内)
- *ゲスト 宿泊 ご優待

※その他ご優待多数!詳しくはご見学時にご確認ください。

ブライダル相談会 毎日開催中!

オークラ千葉ホテルのウェディング特典は、
組員の方々はもちろんご兄弟、ご姉妹、ご子息、ご令嬢も
特典を受けられます。

- 適用の範囲** 30名様以上の挙式・披露宴をご予定で、結婚式場相談所を介さずご来館の方。
- 紹介の方法** 「ご婚礼紹介カード」に必要事項をご記入のうえ、挙式予定の方にお渡しいただき
初回来館時に受付にてご提示くださいますようお願いいたします。
- 挙式予定者(組員以外の方)への特典** 準組員特典を適用させていただきます。

ご紹介いただいた方への特典

- ★オークラ千葉ホテル お食事券・・・10,000円(挙式予定者が初回来館された際)
- ★ギフトカード・・・・・・・・・・・・・・20,000円(挙式予定者がご成約された際)

お問い合わせ・ご予約 ブライダルサロン(10:00～18:00) 火曜定休(祝休日除く)

TEL 043(248)1122

※表記の料金はすべて、お一人様あたりの消費税・サービス料を含む総額表記です。

オークラ千葉ホテル

<https://okura-chiba-hotel.official-wedding.jp/page/6/>

お問い合わせ・ご予約

TEL 043(248)1111

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉みなと駅より徒歩5分



お得な情報満載の組員様専用ページへの
ログインIDとパスワードはコチラ

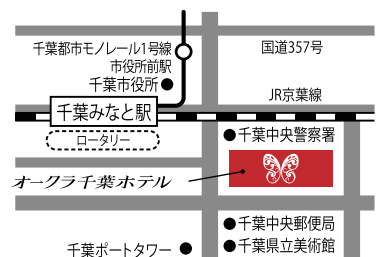
ID **okura** パスワード **chiba**

ご婚礼紹介カード(初回来館時のみ有効)

年 月 日

挙式者	お名前	ご新郎	組員等 との関係
		ご新婦	
	ご住所	ご新郎	
		ご新婦	
紹介者(組員以外の方)	挙式日		
	所属所名		
	組員等記号番号		
	お名前(フリガナ)	()	()
	ご住所 〒	電話番号()	()

※必要事項をご記入のうえ、挙式される方にお渡しください。



共済だより No.582 発行：千葉県市町村職員共済組合

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3 TEL 043(248)1110 URL <https://www.c-scskyousai.or.jp>